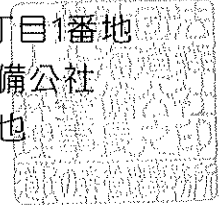


年次業務計画書及び年次収支計画書  
(令和5年度)

令和5年2月20日

北海道知事様

指定管理者 住所 札幌市中央区北4条西5丁目1番地  
氏名 一般財団法人北海道森林整備公社  
理事長 佐藤 卓也



「北海道立道民の森管理業務に関する協定書」第16条第1項の規定により、次のとおり年次業務計画書及び年次収支計画書を提出します。

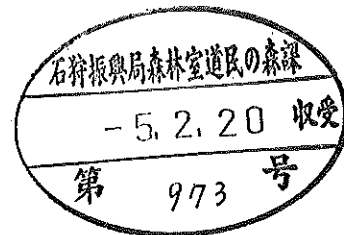
また、同協定書第16条第2項の規定により、業務仕様書を添付します。

記

1 提出書類

- (1)年次業務計画書(令和5年度) … 別添1のとおり  
(2)年次収支計画書(令和5年度) … 別添2のとおり  
(3)業務仕様書(令和5年度) … 別添3のとおり

(道民の森管理事務所)





# 年 次 業 務 計 画 書

## （ 令 和 5 年 度 ）

施設名 北海道立道民の森

指定管理者 一般財団法人北海道森林整備公社

### I 基本的な運営方針

広大な森林と豊かな自然環境を有する道民の森を、誰もが等しく楽しく安心して利用し、森林とふれあい、学ぶことができるよう、これまで培ってきた経験とノウハウを活かしSDGsの観点も取り入れながら、よりきめ細やかな管理・運営を推進していきます。

### II 計画内容

#### 1 利用者の公平な利用の確保について [指定手続条例第4条第1号関係]

##### ○ 運営の方針

利用者の公平な利用を確保するため、運営にあたっては次の事項を基本とします。① 利用者に対し、親切、丁寧を心がけるとともに、サービスの向上のため、利用者等の意見・要望を管理運営に反映させます。② 利用者の多様なニーズの変化を捉え、それに対する柔軟性のある管理運営を行います。③ 道民の森各施設を連携させて一体的に管理し、利用者へのサービスの向上を図ります。④ 利用者が森林に親しみ、楽しみながら森林への理解を深める活動を行います。⑤ 利用者による植樹や枝打ちなどの森を育てる体験や活動を積極的に支援します。⑥ 道民の森の大きな特長のひとつである大自然を満喫しながら体験する「健康づくり」、「やすらぎ」、「楽しみ」を通じて、これまでにない環境の変化にも対応できる新たな利用価値の創造と施設価値を最大限に活かす創意工夫を図ります。

また、北海道立道民の森条例及び北海道立道民の森管理規則（以下「道民の森条例等」という。）を遵守するとともに、利用者への理解を求めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、道が定める方針等に基づく防止対策を進めながら最大限の管理運営を行います。

##### ○ 利用提供業務（利用料金収受業務を含む）

###### 1 利用料金

利用料金は、次表のとおりとします。

（単位:円）

施設の種類		料金の単位	公社の利用料金	
管理棟学習室（専有使用に限る）		1時間	1,000	
キャンプ場	オートキャンプ場	1サイト	5,000	
	林間キャンプ場	1サイト	2,000	
	自然体験キャンプ場	1サイト	2,000	
	学習キャンプ場	1サイト	2,000	
シャワー室		1回	300	
木工館工作室	1 高等学校の生徒等	1人1日	100	
	2 1以外の者	1人1日	200	
陶芸館工作室	1 高等学校の生徒等	1人1日	100	
	2 1以外の者	1人1日	200	
バンガロー	10人用	1棟1泊	10,000	
	4人用	1棟1泊	5,000	
宿泊棟	1 学校 教育等の 学習利用	小中学校の 児童、生徒等	1人1泊	500
		高等学校の生徒等	1人1泊	900

(単位:円)

施設の種類			料金の単位	公社の利用料金	
宿泊棟	2 1 以 外の 場合	6人部屋	1室1泊	14,000	
		(管理棟)	1室1泊	12,000	
		4人部屋	1室1泊	12,000	
		(管理棟)	1室1泊	10,000	
森林学習 センター	研修室	全室	1時間	3,000	
		A室	1時間	1,000	
		B室	1時間	2,000	
	体 育 館	全部利用	午前		10,000
			午後		10,000
			夜間		13,000
個人 利用	1 高等学校 の生徒等	午前・午後 又は夜間		200	
	2 1以外 の者	午前・午後 又は夜間		400	

## 2 減免の取扱い

道民の森条例等に規定する対象者については免除します。

なお、団体利用者には事前に利用料金の免除申出書を提出してもらいます。

## 3 利用調整

「道民の森」の施設の内、宿泊施設などの利用（日帰り利用を除く）は予約受付とし、次頁のフローに従って利用手続きを行います。

### (1) 受付の方法と利用調整

ア 宿泊施設等の利用は、公平性を図るため予約制とし、次の表のとおりとします。

＜予約を要する施設の区分＞

区分	有 料 施 設	無 料 施 設
予約 必要	・宿泊棟、バンガロー、キャンプ場 ・研修室、体育館（専有、平日夜間の個人利用） ・管理棟学習室、陶芸館、木工芸館	・営火場（団体利用） ・焼肉広場（団体利用） ・焼肉施設（団体利用）
予約 不要	・シャワー室、体育館（個人利用） ・宿泊施設の日帰り利用	・焼肉広場 ・焼肉施設（個人利用） ・森の体験工房、五右衛門風呂

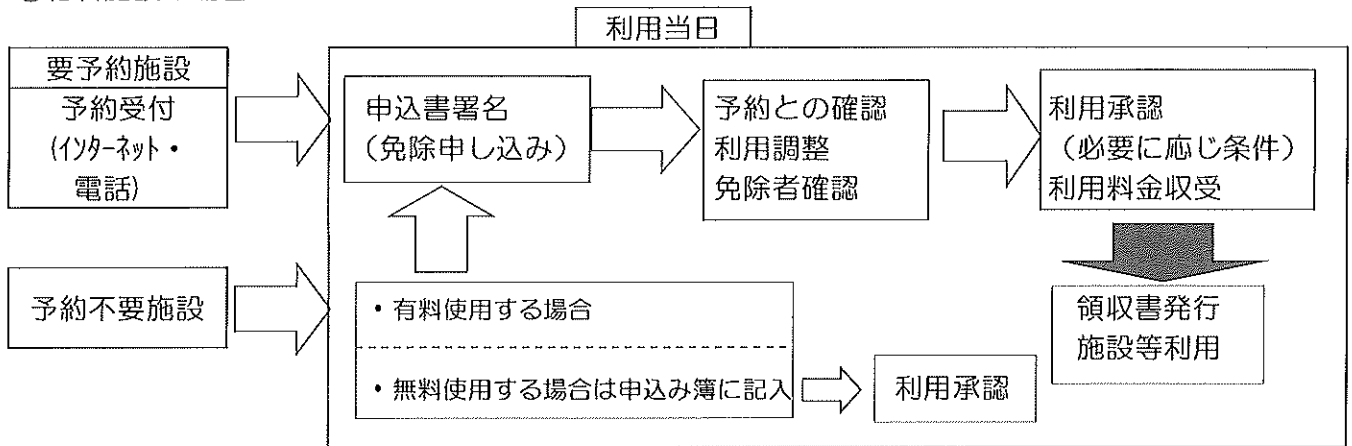
注）平日夜間の個人使用の詳細は、3の（5）のイを参照

イ 予約受付はインターネット及び電話により次表のとおり受け付けます

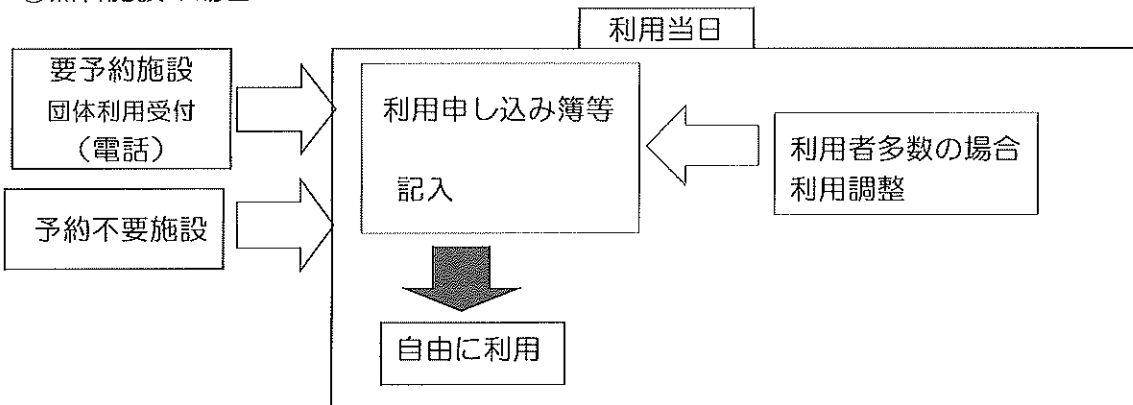
区 分	インターネット	電 話
受付対象	個人（免除対象者を除く）、3連泊・3室以下の利用者	すべての利用者
受付対象施設	宿泊棟（一般棟）、バンガロー、各キャンプ場	予約が必要なすべての施設
受付開始・ 終了日	利用開始日の3箇月前の同じ日～利用日の 3日前の16時まで	利用開始日の3箇月前の同じ日～前日まで 学校、教育委員会等は前年9月1日から
受付日	毎日	開園期間中は毎日、閉園期間中は平日
受付時間	終日	9時30分～16時30分
キャンセル	利用日の4日前まで	利用日の前日

〈 利用手続きのフロー 〉

① 有料施設の場合



② 無料施設の場合



(2) 利用方法と利用調整

ア 有料施設の利用方法

当日、各施設の受付で、利用申込み（申込書への署名）をしていただきます。

管理マネージャーは、申込書と予約受付表を照合し、また、免除等の申し出のある人については証明書等の確認を行い、また、災害等で各施設が利用できなくなった場合には、利用承認を取り消すことがある旨の利用条件を附して、利用承認します。

イ 無料施設の利用方法

施設の利用にあっては、各地区の各施設の受付で使用申込み簿等に記入していただきます。ただし、団体利用の場合は事前に予約していただき、他団体との調整を行います。

ウ 登山者の入山等手続き

登山者には、遭難時等における安全確認のため、次の表に記載した場所に設置された届出箱に入下山届書の投函をしていただきその届出書は、管理マネージャーが回収し、入下山の照合を行い、異常が認められた場合は道民の森管理事務所（以下「管理事務所」という。）に報告します。なお、投函された個人情報管理事務所が管理します。

届出箱の設置場所は、次のとおりです。

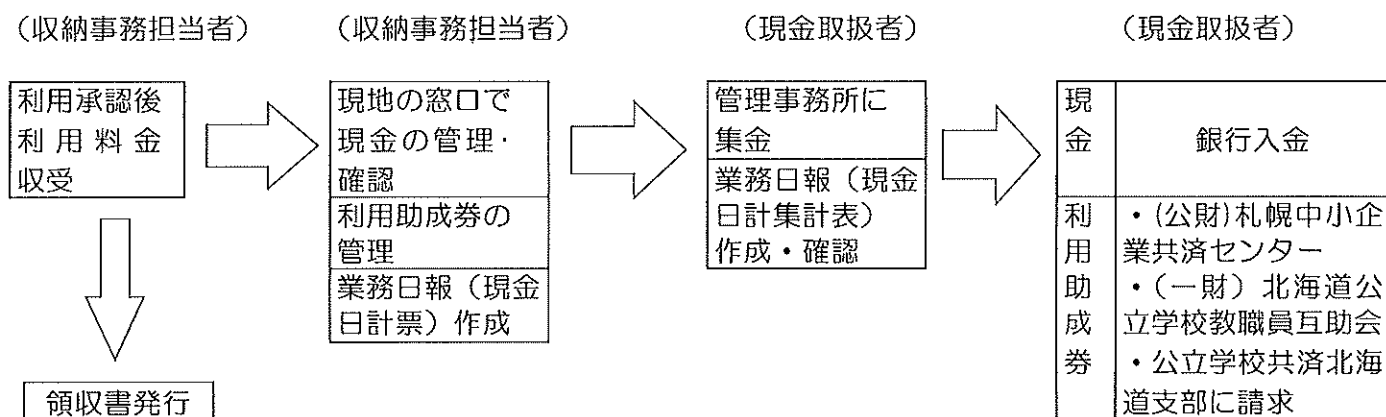
設置場所	利用地区
神居尻案内所、 登山道（A、B、C各コース）入り口	神居尻山
自然体験キャンプ場からの林道(廃道) 入り口	ピンネシリ、待根山

### (3) 利用料金等の収受

利用料金の収受は次のフローに従って取扱います。収納事務担当者は有料施設の利用者から利用料金をその都度収受し、所定の領収書を発行します。なお、大規模災害などで施設利用ができなくなった場合は北海道立道民の森管理規則に基づき、利用料金の全部又は一部を還付しますが、補償料等は支払いません。

現金取扱者は業務日報（現金日計票）と現金及び利用助成券（さぼーとさっぽろ、公立学校職員互助会、公立学校共済）を確認のうえ、銀行に入金します。

#### <利用料金収受のフロー図>



### (4) キャンセル料

ア 宿泊施設（林間、自然体験、学習の各キャンプ場は除く）に限定して、キャンセル料を次のとおりとします。

- ①利用日当日にキャンセルが発生した場合にはその利用料金の50%に相当する額
- ②キャンセルの連絡がなかった場合(不泊)はその利用料金の全額

### (5) 利用の制限等

ア 不正な手段により利用承認を受けたときや施設等の維持管理その他公益上やむを得ないと認められるときなど道民の森条例第10条の規定に該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止する措置をとります。犬・猫等のペット（介助犬等は除きます。）同伴の利用は月形地区の一部を除いては同条例第8条2号に該当する事例と見なします。また、災害や事故などのやむを得ない事態が発生したとき、またはその恐れがあるときは、利用承認を取り消すことがあります。

なお、ペット同伴を認める区域は道民の森月形地区の内、学習キャンプ場敷地、お花見広場敷地及び陶芸館に隣接する駐車場、約1.6ヘクタールの区域としますが、同区域内にある避難施設・炊事棟及び便所などの施設内へはペットの立入りを認めません。

利用者には、当該地がペット同伴可能地になっていることを、様々な機会を通して周知するとともに、ペットによるアレルギーや喘息など健康に重大な支障を及ぼす恐れのある方には、他地域の施設への利用誘導などの配慮をいたします。

また、ペット同伴者には「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」第6条に定める飼い主の遵守事項を徹底してもらいます。

イ 夜間における体育館の一般利用（宿泊者に限る）については安全な管理体制の確保に努め、利用ニーズが高い土曜日と休前日、及び夏休み期間（7月20日～8月20日）とし、これ以外の日は予約制とします。

なお、夜間の専有利用にあっては、夏休み期間（7月20日～8月20日）は制限することとし、これ以外の期間は可能とします。

ウ 利用者が同条例第10条に該当する場合には行為の是正を促し、これに従わないときは利用承認を取り消すことがあります。

エ 利用者には北海道立道民の森管理規則第7条に定める遵守事項の周知を図り、これに抵触する行為をした者には利用の制限等を講じます。

2 施設の効用を最大限に発揮させる方策等について [指定手続条例第4条第2号関係]

2-①利用促進の方針及びその計画について

○ 施設の利用促進の方針（利用者数）

多くの道民に来園していただくために「道民の森の特長・強み」を最大限に活かし、各地区、各施設の機能を十分に踏まえた管理・運営、利用促進を行います。

施設の効率のかつ効果的な利用を促進するために、道をはじめ札幌市、当別町、月形町、石狩市などの近隣自治体はもとより、教育関係機関や類似の自然体験施設、関係団体とも連携・協力して取り組みます。

また、魅力ある催事事業やPR活動を積極的に行うとともに、道の取組と連携しながらワーケーション利用等、企業関係への普及を進めるなど、リピーターはもとより、新たな利用者の発掘にも努め、来園者の増加、収入の増大を図ります。

<令和5年度 来園者・有料施設利用者数目標値>

(人)

区 分	来園・利用者数(人)						計	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
来園者数	24,900	29,400	30,400	38,200	25,100	20,000	168,000	
有料施設の 利用者数	神居尻							
	シャワー室	0	10	30	20	10	0	70
	管理棟学習室	10	10	20	20	10	0	70
	研修室	20	180	320	500	120	60	1,200
	宿泊A棟(4人用)	130	150	460	1,270	280	110	2,400
	〃 (6人用)	150	200	600	1,450	300	150	2,850
	宿泊B棟(4人用)	30	30	150	300	100	40	650
	〃 (6人用)	0	50	200	330	120	50	750
	体育館	270	480	1,200	2,500	600	230	5,280
	林間キャンプ場	10	60	230	420	100	30	850
計	620	1,170	3,210	6,810	1,640	670	14,120	
一番川	オートキャンプ場	40	600	1,100	2,800	650	0	5,190
	自然体験キャンプ場	30	300	600	1,250	350	0	2,530
	計	70	900	1,700	4,050	1,000	0	7,720
月形	シャワー室	0	10	40	50	10	0	110
	バンガロー(10人用)	150	150	150	700	210	160	1,520
	〃 (4人用)	150	150	260	920	210	160	1,850
	学習キャンプ場	20	130	260	620	100	50	1,180
	陶芸館	100	100	160	460	130	50	1,000
	木工芸館	40	50	100	290	70	50	600
計	460	590	970	3,040	730	470	6,260	
合 計	1,150	2,660	5,880	13,900	3,370	1,140	28,100	

利用促進のため、次のような取り組みを行います。

1 施設利用の促進対策

(1) 宿泊施設の日帰り利用と延長利用の実施

利用者の多様なニーズに対応するため、宿泊施設の日帰り利用と延長利用を行います。

<利用料金>

(円)

区 分	宿泊棟		管理棟		バンガロー		オート キャンプ場	キャンプ サイト
	4人用	6人用	4人用	6人用	4人用	10人用		
日帰り	6,000	7,000	5,000	6,000	2,500	5,000	2,500	1,000
延長	3,000	3,500	2,500	3,000	1,200	2,500	1,200	500



(ア) 日帰り利用

- ・予約のない宿泊施設がある場合に限り認めます。
- ・利用時間は、午前9時30分から午後4時30分まで。
- ・日帰り利用は、宿泊利用者を優先するため原則、予約は受けないこととします。ただし、利用日の前後で宿泊予約が極めて少ない日は、管理事務所で予め認めることがあります。
- ・施設の利用範囲は、宿泊利用者と同様としますが、岩風呂、五右衛門風呂（一番川地区）の利用は原則認めません。

(イ) 延長利用

- ・宿泊利用者に限定して利用時間の延長を認めることとします。利用最終日の午後4時30分を限度とします。
- ・なお、延長利用及び日帰り利用の後、宿泊利用を希望する場合は改めて利用申込書（様式B-1号）に必要事項を記載し利用承認を得て、別途、宿泊料金を徴収します。

(2) 宿泊利用者の拡大を図るため、(公財)札幌市中小企業共済センターが行う福利厚生事業による割引制度（さぼーとさっぽろ利用助成）の登録を受け、助成券1枚で1施設・1泊の利用に付き500円の割引をします。また、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会と公立学校共済組合北海道支部が行う事業の補助対象宿泊施設として神居尻地区の宿泊棟が指定を受け、利用する会員1人あたり2000円の割引をします。

(3) 道民の森の宿泊施設を利用するJAF、アウトドア用品の製造販売メーカーのスノーピークの会員に対し記念品として、オリジナルのポストカードまたは陶芸館の手作りストラップを贈呈します。

(4) 施設利用時間の延長

次の施設については、知事の承認を得て利用時間を変更し利用者の利便性を高めます。

地区名	施設名	利用時間	条例上の利用時間
神居尻地区	森林学習センター 研修室	9時30分から 20時30分まで	9時30分から 16時30分まで
神居尻地区 月形地区	シャワー室	9時30分から 20時30分まで	9時30分から 16時30分まで

(5) 夏休み期間を除き、宿泊施設利用者に限り夜間の体育館利用料金を無料とします。

(6) 林間キャンプ場や周辺の整備を行い、川遊びや星空・ホテルを眺めながらゆったりと過ごしてもらう「のんびりキャンプ」を進めます。

(7) 道民の森の特長を活かした企業研修の誘致や、道の取組と連携したワーケーション利用等による団体利用の拡大を図ります。

(8) 初めてのキャンプでも手軽に楽しめるようキャンプ用具の貸出やおみやげとして陶芸館の手作りストラップ、道民の森や近郊で採れるきのこのガイドブック、野外で快適に過ごすための虫除けスプレーなどを販売します。

## 2 情報の提供と催事の開催

- (1) 季節の花の見どころや旬な情報などを、ホームページや手作り掲示板等により、道民の森の魅力をお知らせするとともに、来園者に楽しんでいただくように努めます。
- (2) 各地区で体験型の催事を企画し、森とのふれあいを体験してもらい、利用者の増大を図ります。
- (3) 広報誌や旅行雑誌などを通じて、広く普及宣伝活動に取り組みます。
- (4) 水源の森で植樹活動に取り組んでいる団体等に対して、施設の利用促進を働きかけます。
- (5) 登山入門と山菜採り・食味の合体や体力にあわせた班分けによる行動など参加者のニーズに応え、道民の森の楽しみ方を効果的にPRし、利用推進を図ります。

## 3 利用者の安全安心と職員資質の向上

- (1) 利用者が森へのふれあいが容易にできるよう、各種案内標識等の整備に努めるとともに利用者の安全に努めます。  
管理マネージャーを適正に配置し、日常から利用施設の見廻りを行います。
- (2) 職員の資質を高め、利用者と森とのふれあいの橋渡しを行うとともに適切な接遇に努めます。そのために、職員及び管理マネージャーを対象にした接遇研修や各種の専門研修を行います。

## 4 地域等との連携

当別町、月形町、石狩市等の観光協会などと協力し、相互にパンフレット等を置くとともに、月形町の特産品である花卉と陶芸を組み合わせた催事の開催や北海道医療大学との共催による健康講座を開催、当別町で実施されるイベント(あそ雪の広場)に参加し、地域のネットワーク形成を進め利用促進を図ります。

## ○ 広報活動（活動全般、パンフレット等）

利用者の多様なニーズに対応するために情報を収集分析し運営に反映させるとともに、情報の発信に努めます。

### 1 「道民の森」の管理・運営に必要な情報の収集

- (1) 道民の森の利用者を対象にして、利用の志向等の情報を積極的に収集します。
- (2) 北海道、当別町、月形町、及び札幌市内の関連団体等から道民の森の管理運営に必要な情報の収集を行います。
- (3) 各種会議・会合へ積極的に参加し、情報収集を行います。
- (4) 北海道オートキャンプ場協会と連携を図り、相互の情報交換を行います。
- (5) 魅力の発掘や情報発信の手法、イベントの企画運営方法などについて、幅広い分野の識者から意見をもらう魅力探索会議を開催します。

## 2 「道民の森」の魅力を情報発信

多様な媒体、広報手段により道民の森の魅力を広く伝えます。

- (1) ホームページの魅力向上を図るとともに、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSも活用し、イベントや季節の情報などを随時発信します。
- (2) 情報誌(北海道内各種旅行・行楽及び各種キャンプ場ガイド等の情報誌)や、新聞、テレビ等のメディアに道民の森の情報やイベント等の情報提供を行います。
- (3) 札幌市内の集客力の大きい施設等で、道民の森フェスタを開催し、道民の森の魅力を発信します。
- (4) 道や当別町、月形町等が発行する広報誌に情報提供を行うとともに、当別町の「道の駅」において道民の森の情報発信を行うなど、地域と連携した広報活動に努めます。
- (5) 道民の森の施設やイベントの紹介パンフレットを作成し、主要な機関や施設に配布して普及を図ります。
- (6) 道内の旅行会社が運営するサイトに企業研修等の体験プログラムを掲載し、企業の利用促進を図ります。
- (7) 森林学習センターに常設している幼児向け木の玩具「木の砂場」を、閉園期間中（11月から4月）は幼稚園、保育所などに貸出を行い、道民の森の魅力を体感してもらいます。
- (8) 道と連携・協力し、学校や教育委員会への案内文書の発出や訪問等により、道民の森の魅力や情報を学校関係に発信します。

<平成5年度 PR活動件数の目標値>

目 標 値	60件
-------	-----

### <広報計画>

内 容	対 象 (広報先)	実 施 時 期											その他		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
インターネット															催事・施設・季節の紹介
新聞、テレビ、ラジオ	新聞他														催事・施設の紹介
キャンプ場ガイド、旅行・行楽誌															//
イベントによるPR	札幌市														//
広報誌	市町村他														//
職員によるパンフ類の配布	官公庁他														//
来園者にパンフ類の配布	案内所他														//

## ○ 催事事業（開催目的、内容）

### 1 催事事業の基本的な考え方

催事事業を、森と来園者をつなぐ導入部として位置づけし、「道民の森の特徴・強み」をいかし、森林とのふれあいや森林に関する理解を深めてもらうため、催事を実施します。

<平成5年度催事（指定・自主）事業参加者数の目標値>

目 標 値	14,450人
-------	---------

### 2 催事事業の計画

これまでのイベントや来園者や催事参加者を対象にしたアンケート調査の結果などを踏まえて、北海道から指定された催事14プログラムと、自主催事14プログラム（自主催事については4-②参照）を、各施設や自然環境の特性を生かしながら実施します。

<令和5年度指定催事計画>

催事名	実施場所	実施時期・開催日数							計	内 容	参加者数 (人)
		5	6	7	8	9	10				
森の観察会	神居尻							60	森の案内人により、草花、樹木、昆虫、野鳥との出会いを通じて、森林や動植物への興味と知識を深めてもらいます。また、水源の森で植樹体験も出来ます。	1,500	
山菜の日	神居尻	1						1	木の芽や山菜が芽吹く新緑の季節に、植物の営みや森の恵みを体感し、自然に対する感謝とマナーを学んでもらいます。	100	
キノコの日	神居尻					1		1	秋は様々なキノコが発生し、小さな生き物の大きな役割を通して、森のキノコの働きや、森の恵みとしての見分け方を知り、自然の成り立ちを学んでもらいます。	120	
星空の観察会	神居尻			1	1	1		3	澄んだ空気と静かな森の中で、ファンタジックな星空を望遠鏡でのぞいてもらい、自然の大きさ、美しさと時間の長さを感じてもらいます。	100	
野鳥観察会	神居尻	1						1	春の息吹と共に、森では多くの野鳥の姿が見られ、野鳥のさえずりがこだましています。野鳥を観察しながら、森と鳥の関係を学んでもらいます。	50	
登山と高山植物観察会	神居尻		1					1	初夏の緑あふれる木々や、花々に触れ、心地よい汗を流しながら登山を楽しみ、爽快な気分を満喫しつつ、高山植物への興味と知識を深めてもらいます。	30	
森っ子クラブ	神居尻					1	1	2	親子で一泊し、仲間同士の語りいや楽しさと森づくりを体験してもらいます。	30	
草木染め教室	神居尻			1				1	ハーブと野草、木、花を利用し環境に優しい草木染めを楽しんでもらい、自然の不思議を発見してもらいます。	20	
森のクッキング	一番川			1				1	アウトドアクッキングを紹介し、自分たちでキャンプ料理を作り、キャンプの楽しさを知ってもらいます。	30	
稚魚の放流	一番川		1					1	ヤマベを放流し、森と川のつながりを学んでもらいます。	40	
しいたけホダ木づくり	月形 神居尻	1 1						2	キノコの菌打体験により、山や森の恵みを知ってもらいます。	40	
森の体験工房	神居尻							180	森の素材を使って、草木の枝葉や実に触れながらクラフトづくりを行い、森を身近に感じてもらいます。	1,200	
木工体験	月形							180	道具を使い実際に測る、切る、削る、磨く中で木材の良さ、大切さを再認識してもらいます。	600	
陶芸体験	月形							160	森林に囲まれた建物で陶芸を体験、自然の産物である粘土に触れて、心安らく創作を楽しんでもらいます。	1,000	
合 計										4,860	

## 2-②利用者の利便性の向上の方針及びその計画について

### ○ 利用者の利便性の向上の方針

#### 1 利用者満足度の目標

「道民の森」の設置目的や求められている役割が十分に果たされるように努めて、一般利用者・催事参加者の満足度が80パーセント以上になることを目標とします。

＜令和5年度利用者・催事参加者満足度の目標値＞

目 標 値	利用者	80%以上
	催事参加者	80%以上

#### 2 利便性の向上のための方策

##### (1) 管理マネージャーの配置

利用者が安全かつ快適に過ごすために神居尻地区、一番川地区、月形地区に管理マネージャーを配置し、親切・丁寧な対応ときめ細かいサービスに努めます。

##### (2) 森の案内人の配置

「道民の森ボランティア協会」の協力を得て、森の案内人を置き、日・祝日などに森の観察会を行います。森林や自然に関する知識、経験を持っている森の案内人は、自然との触れあいを通じた楽しみ方のお手伝いをします。

##### (3) 環境教育指導者との連携

森林や自然環境の学習を支援するため、環境教育の専門家等と連携して、遊びを交えた森林環境教育プログラムを提供します。

##### (4) 利用施設の整備

広場等の芝生や、草木等の維持管理、散策路や案内標識及び遊具等の安全確認と整備を行い、特に、幼児や高齢者などが安心して楽しめるように努めます。

##### (5) 快適な場の提供

トイレを始めとする施設の清掃や、散策路及び広場の管理に努め、快適な空間及び施設を提供します。

##### (6) アクセスの整備

ア 幹線の道から施設への案内をより解りやすくするために、誘導標識等の整備に努めます。

イ 老朽化が著しい標識等は、計画的に補修等に努めます。

ウ 施設内の利用方法を表示整備します。

##### (7) 利便性の向上を図るサービスの提供

ア 夏休み期間（7月20日～8月20日）を除き、宿泊施設利用者に限り夜間の体育館利用料金を無料とします。

また、夏休み期間は親子など一般の利用が多いことから、夜間の専有利用を認めません。

イ 知事の承認を得て、森林学習センターの研修室と神居尻・月形地区のシャワー室の終了時間を4時間延長します。

ウ 誰でも手軽にキャンプを楽しみ快適に過ごせるよう、キャンプ用具の貸出や木炭、虫除けスプレーなどを販売します。

##### (8) モニタリング

利用者のニーズなどを把握するためのアンケート調査の実施や有識者から管理運営に関する提言・助言などをいただく会議を開催します。

### ○ 情報提供サービス（インターネットの活用等）

ホームページに、アクセス、施設（特徴、内容、調度品）の状況、キャンプ場の予約状況などの情報を掲示するほか、ライブカメラにより神居尻地区の状況をお知らせします。特に、季節毎の動植物、トピックスや催し物などを紹介します。また、SNSを活用して双方向の情報伝達を行うなど、魅力あるホームページの向上に努めます。

<令和5年度ホームページアクセス件数の目標値>

目 標 値	113,600 件
-------	-----------

○ 施設の案内・受付

1 施設の案内

- (1) 施設の案内は、ホームページで情報提供するほか、電話の問い合わせやパンフレットの郵送等でも対応します。また、各地区案内所に加え当別町の「道の駅」など公共的な施設や協力団体等にパンフレット等を配布し、案内の充実に努めます。

<パンフレット等の種類>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民の森案内リーフレット・アクセスマップ・イベントガイド</li> <li>・登山ルートマップ（神居尻山、ピンネシリ、待根山）</li> <li>・散策マップ（神居尻地区、月形地区）、すこやかロードマップ</li> </ul>
---

- (2) 管理マネージャー、インストラクター、森の案内人（道民の森ボランティア協会会員）及び管理事務所職員等により、施設や季節毎の花や鳥、昆虫などを紹介します。
- (3) 神居尻案内所において、道民の森各地区を紹介するDVD、ビデオテープを放映します。
- (4) 主要な有料施設はインターネット・電話による予約、予約を要しない施設は当日の利用申し込み順とします。
- (5) 公益財団法人北海道健康づくり財団が全道的に取り組んでいる「すこやかロード認定事業」により認定を受けた神居尻地区の散策路3コースを紹介するパンフレットを配布し、来園者の利用を進めます。

○ 利用者ニーズの把握方法及び苦情処理方法

- 1 利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。  
アンケートは忌憚のない意見を得るため、また、個人情報流失防止のために、各地区、各施設毎にアンケートボックスを配置し、アンケートを投函する方式をとります。
- 2 アンケート以外にも管理マネージャーに寄せられる苦情や電話、手紙、メールによる意見等にも適宜対応します。
- 3 アンケートの対応や苦情の処理結果については、道に報告するとともに、アンケートの回答は各施設で利用者にもお知らせします。

○ その他サービス提供に関する向上

- 1 「道民の森」での活動や学習を支援するため、次表の用具などを無料で貸し出します。  
貸し出し物品については、回収の都度、点検整備を行います。

貸 出 場 所	貸 出 用 具
神居尻地区案内所	昆虫採集用網、バトミントン、ボール類、荷物運搬車等
森林学習センター	双眼鏡、卓球、バレーボール・バスケットボール・バトミントン等
一番川地区案内所	サッカーボール、バトミントン、フラフープ、竹馬、昆虫採集用網、薪づくり道具（鋸、まさかり、薪割り機）
月形地区案内所	荷物運搬車

- 2 利用者の利便性の向上のため、飲料水等の自販機を設置します。

## 2-③関係法令との整合性等について

### ○ 管理運営の基本方針

道民の森の使命及び目的を踏まえ、来園者が森林とのふれあいや体験活動などを安全かつ快適に楽しめるよう、特に次の事項に十分配慮しながら効率的かつ効果的に管理運営を行います。

- ① 日ごろから道民の森条例その他関係法令に基づき、施設・設備の点検・運転・整備を適切に行うなど安全利用の確保に努めます。
- ② 植物管理や衛生管理を適切に行い、快適な利用環境の確保に努めます。
- ③ 平時はもとより、災害や事故等の緊急時に備え、安全管理体制の確保と職員の意識向上に取り組むほか、緊急事態発生時には必要な措置を迅速かつ適切に行います。

### ○ 防火管理計画

#### 1 消防計画の作成

宿泊施設や森林学習センター等の多くの人々が集まり利用する施設については、消防法の定めに基づき各施設ごとに消防計画を作成して所轄消防署に届け出るとともに、利用者の安全確保のための体制を整備します。

##### (1) 消防計画を作成する施設

火災や地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図るため、次に示す各施設を対象に消防計画を作成します。

##### <消防計画対象施設>

神居尻案内所・森林学習センター・宿泊管理棟・コテージ・月形陶芸館・月形木工芸館

##### (2) 消防計画は、主に次のような事項を定めます。

##### ア 防火管理者の配置

各施設毎に防火管理者を定め、その責務を明らかにします。

防火管理者の責務等	防火管理者等の配置
火気使用設備器具の検査	防火管理者 4名 危険物取扱者 4名 (乙種第四類 4名)
消防用設備の点検整備	
火気使用等の指導監督	
避難訓練の実施	
消防機関への各種の届出、報告等	

##### イ 防火管理委員会の設置

防火管理者の下に、防火担当責任者及び火元責任者を配置します。

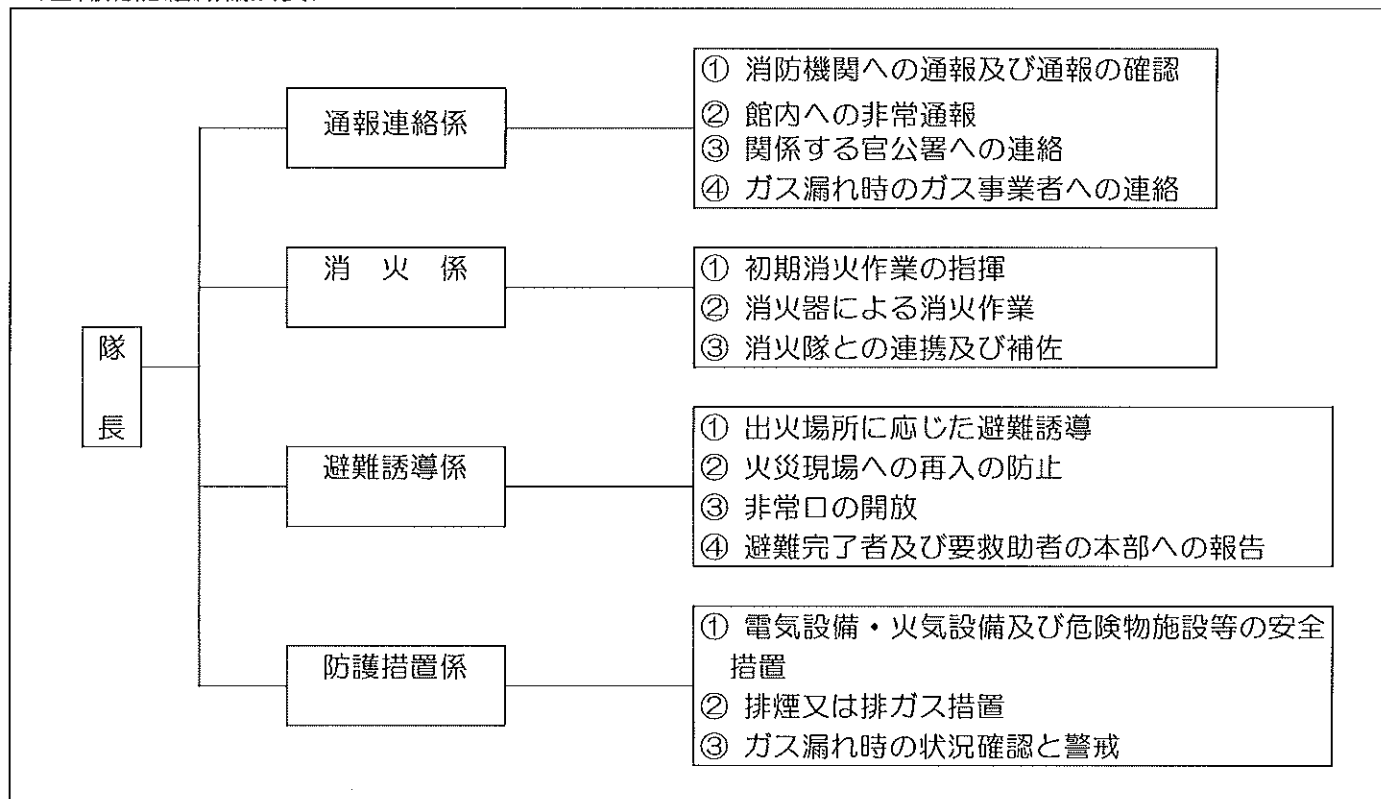
##### ウ 自主点検、検査を実施するための組織の編成

消火器や自動火災報知器などを日頃から点検整備する責任者を定めるとともに、地下燃料貯蔵所管理のため、危険物取扱者を配置します。

##### エ 自衛消防隊の設置

火災時の初期消火や来園者等の避難誘導を迅速・適切に行うため、自衛の消防隊を編成し、避難訓練の実施や職員の防災教育に努めます。

<自衛消防組織編成表>



## 2 消防設備点検

消防設備は火災の際にその機能が正常に働くよう点検整備しておくことが必要なので、総合点検を5月に、機器点検を5月及び9月に実施します。

なお、森林学習センターの防火対象物定期点検は、特例認定を受け、点検・報告義務を免除されていますが、防火施設や避難施設、火気設備などは今後とも自主的に点検を行っていきます。

## 3 消防訓練、避難訓練

利用者の安全対策は消防設備等を備えるだけでなく、日頃から消防設備の操作方法の習熟や、人身の安全確保を第一にした避難誘導等の訓練が必要です。

そのため、所轄消防署及び消防設備点検専門機関の指導の下に、各防火対象施設毎に年1回、消防施設等の使用方法の実演や利用者の安全避難誘導等を主とした消防・避難訓練を実施します。

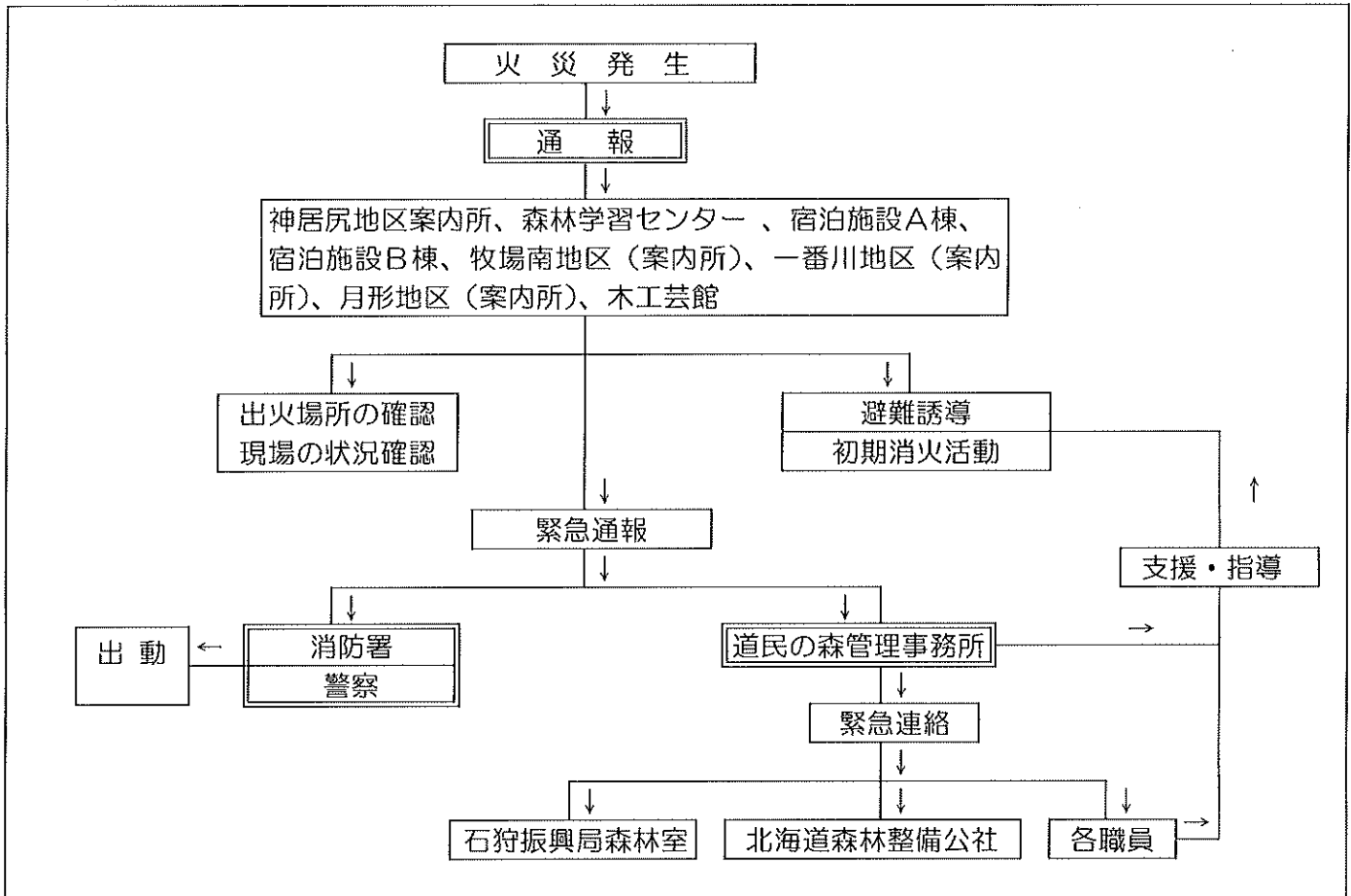
また、研修を行って職員全員の防災意識の高揚と防火知識の習得を図ります。

## 4 火災発生時の対応

次表の「火災発生時における行動マニュアル」に基づき、人身の安全を第一にして利用者の避難誘導を行い、消防署等の関係機関と連携して、消防活動に努めます。



<火災発生時における行動マニュアル>



○ 保安・リスク等対応計画（安全対策、事故処理、保険加入、災害等時対応、遵守事項違反对応等）

来園者が安心して施設を利用できるよう、平時はもとより、事故や火災、自然災害の発生などあらゆる事態に適切に対応するための安全管理体制の確保と職員の意識向上など各種安全対策を講じ、事故発生件数ゼロを目指します。

<令和5年度施設利用者による事故発生件数の目標値>

目標値	0 件
-----	-----

1 安全対策

(1) 安全管理上の安全対策

ア 施設管理上の安全管理

(ア) 飲み水から電気、排水処理までのライフラインをはじめ、施設・設備の多くは設置後30年以上経過して老朽化が進んでいることから、長年施設維持に携わってきた協力企業等との密接な連携のもとに、関係法令に基づいて機能の維持確保のための点検・運転・整備を行います。

(イ) 管理マネージャーの巡視による利用施設等の点検を毎日実施し、破損箇所を発見した場合には緊急の修理を行うほか、危険箇所については注意喚起の看板を設置するとともに、必要に応じて立入禁止の措置を行います。

(ウ) 一番川地区には一般的な通信手段がないため、衛星電話を設置して通信を確保します。

イ 施設利用上の安全管理

(ア) 来園者に対してホームページや宿泊受付時などに施設の安全利用に係わる留意事項を周知し、事故の未然防止に努めます。

- (イ) 飲酒運転の禁止や安全運転に関するポスター等を掲示し、交通事故の防止に努めます。
- (ウ) 各施設の案内所や宿泊施設等に救急薬品・資材を常備するとともに、催事等の野外活動時にもこれらを携行して急病やケガの発生に備えます。

#### ウ 登山者の安全管理

登山者には、遭難時等における安全確認のため、次表の登山ボックスに入下山届書を投函してもらい、それを管理マネージャーが回収して入下山の照合を行い、遭難等のおそれがある場合は管理事務所に報告します。

なお、投函された入下山届書は管理事務所が管理します。

登山ボックスの設置箇所	利用地区
神居尻案内所、 登山道（A、B、C各コース）入り口	神居尻山
自然体験キャンプ場からの林道（廃道）入り口	ピンネシリ、待根山

#### エ 熊・蜂対策

- (ア) 利用者の安全を確保するため、各地区の案内所、森林学習センター等に熊・蜂に関するパンフレットを置いて注意を促すとともに、対処法の職場研修や情報共有を行います。
- (イ) 巡視業務や利用者（登山者）からの情報提供があった場合は、各地区の管理マネージャーから利用者への情報提供（声かけ）や案内看板による注意喚起を行うとともに、必要に応じ登山道、遊歩道等の通行禁止や退避・下山を促すほか、関係機関と連携して巡視体制を強化し、警戒に当たります。

また、散策路やテントサイト周辺等の見通しの悪い場所の草刈りを行います。

- (ウ) 手作りの蜂トラップを人の集まる場所に設置するとともに、スズメバチの巣を発見した場合は、活動状況を利用者に情報提供し、周辺を立ち入り禁止にして、早期に巣を除去します。

#### (2) 職員の意識向上

##### ア 緊急対応マニュアル等

自然災害や火災の発生及び熊・蜂による事故、感染症の発生に備え、職員がとるべき行動や措置等をまとめたマニュアル、さらに緊急連絡先や救急病院等のリストを作成し、緊急対応に関する意識の向上に努めます。

##### イ 研修等

- (ア) 各地区において消防計画に基づく消防避難訓練を毎年実施することを通じて、火災の予防や火災発生時の対応に関する意識の向上に努めます。
- (イ) 心肺蘇生法等に関する救急救命研修や野外施設・活動におけるリスク・マネジメントに関する研修等を通じて、人命の安全に対する意識の向上に努めます。

## 2 事故処理

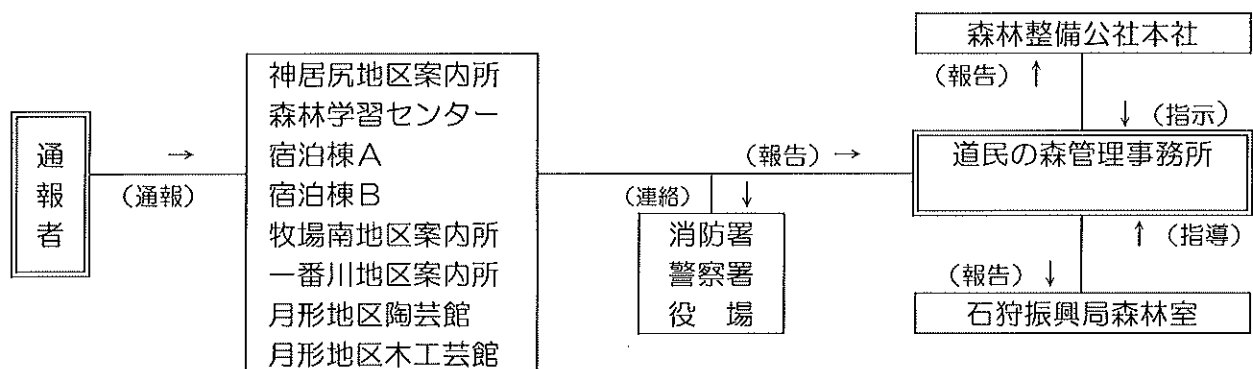
来園者に急病やケガ、蜂刺されなどの事故が発生した場合には、管理マネージャーが直ちに現場へ急行して応急措置を施すとともに、必要に応じて病院への搬送の手配又は救急隊の出動を要請します。さらに、緊急を要する場合には、救急隊の指示・要請により、道民の森の駐車場4地区5カ所が登録されているドクターヘリランデブーポイントでの支援や救急車の搬送に協力を行います。

これらの措置と併せて、次に掲げる「道民の森緊急連絡系統図」に基づいて関係機関へ連絡し、その指示により傷病者その他関係者の支援等を行うほか、ケガの原因を調査し、必要に応じて事故予防措置を行います。

また、盗難等の事故の場合には、被害者から事情を聴取のうえ、関係機関へ連絡します。

上記の事故発生状況や処理経過等については、速やかに「森林室」へ報告します。

〈道民の森緊急連絡系統図〉



## 3 保険の加入

道民の森内において来園者等の負傷事故が発生し、指定管理者として賠償責任を負うことになった場合に備え、毎年指定管理業務開始前に施設賠償責任保険及び旅館賠償責任保険に加入します。

また、各種催事の実施に際して、参加者自身の不注意等による事故に備え、活動内容に応じて傷害保険に加入します。

## 4 災害時対応

台風・大雨・強風等による自然災害や山火事が発生するおそれがある場合には、森林室と連携して災害に対する警戒態勢をとり、各地区の案内所・宿泊施設を通じて来園者に対する気象情報等の周知や注意喚起を行います。

また、災害が発生した場合には、森林室が定めた「自然災害発生における緊急対応マニュアル」に基づき、森林室等との業務分担により来園者の避難誘導や負傷者の救護に当たるほか、被害状況の調査や応急措置を行います。さらに、来園者の安全確保や施設・設備の管理上やむを得ない場合には、利用制限や立入禁止等の措置を講じることとし、その旨速やかに森林室へ報告するとともに、ホームページ等で周知します。

災害後の措置については、道路・河川の点検や倒木・落枝の後片付け等を行うほか、復旧工事が必要な場合には、その方法や費用等の責任分担についてその都度森林室と協議します。

## 5 遵守事項違反对応

利用施設の損傷や他者への迷惑行為など来園者が守るべき利用ルール（遵守事項）をホームページや宿泊予約受付時などで予め周知するとともに、現地では管理マネージャーからの説明や案内看板などより周知します。

また、遵守事項に違反する行為を発見した場合には、利用ルールの内容を丁寧に説明したうえでルールの遵守について理解と協力を求めます。万が一、来園者の故意又は重大な過失により施設の損傷等が発生したと認められる場合には、原因者に施設の現状回復を求めます。

○ 個人情報の管理計画

利用申込書等に記載された個人情報は、北海道個人情報保護条例のほか、「一般財団法人北海道森林整備公社個人情報保護規程」に基づき適正に管理します。

なお、入手した個人情報は、各地区の施設において一時保管し、その後、管理事務所で集中管理の上、必要期間保管します。

情報の種類ごとの取扱方法は、次表のとおりです。

〈個人情報の取扱方法〉

情報の種類	情報発生施設等	一時保管する場所	回収方法等
申込書及び領収書控え	宿泊施設、体育館、研修室、陶芸館、木工芸館、レンタル品	神居尻案内所、宿泊棟、森林学習センター、一番川案内所、月形陶芸館、月形木工芸館	閉園時回収
利用受付簿	展示ホール、体育館、五右衛門風呂、デイキャンプ場、運動用具貸し出し品	全施設	閉園時回収
催事参加簿	催事会場	管理事務所	随時回収
登山届	登山ボックス	神居尻案内所、一番川案内所	閉園時回収
アンケート (指定管理業務)	全施設	全施設	毎月末回収
アンケート (催事)	全施設	全施設	随時回収
予約受付表、忘れ物簿	全施設	全施設	閉園時回収
名簿類、その他書類	全施設	全施設	閉園時回収

○ 公衆衛生の向上計画

各施設内を清潔で快適な状態に維持し、公衆衛生の向上に努めます。なお、ゴミ処理については、道民の森の施設が自炊式の宿泊施設であることや、環境教育の実践の場であることから、施設利用者各自にゴミの一部持ち帰りの協力を求めます。

また、月形地区のペットの同伴可能区域では、飼い主による排泄物の処理など「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」の遵守徹底など公衆衛生の維持管理に努めます。

1 清掃計画、ゴミ処理計画

(1) 清掃計画

利用頻度の違いや繁閑の時期に応じて清掃の内容や回数を調整し、来園者の方々に快適で清潔な施設を利用いただけるよう努めます。

(2) 自主清掃

宿泊施設は全て「自炊式の宿泊施設」になっているので環境教育の一環として、その清掃については利用者の協力を求めています。

なお、利用者がチェックアウトした後、清掃員が確認し、必要に応じて再清掃を行います。

(3) ゴミ処理計画

ゴミの減量化のため、施設利用者へゴミの持ち帰り運動の協力を呼びかけます。

なお、生ゴミについては、放置した場合、残飯等が野生動物を引き寄せる危険性があるため、施設管理者の負担で処理します。

また、団体のツアー客や道外の旅行者等が希望する場合は、生ゴミ以外も含めて引き受け、実費をいただいで処理します。

## 2 浴場の衛生管理

宿泊施設の浴場及び一番川オートキャンプ場の岩風呂については、利用に応じて浴室や浴槽の清掃を行います。また、風呂水の消毒は「公衆浴場における衛生等管理要領（通常0.4mg/ℓ程度）」に基づき実施するとともに、専門機関による風呂場のレジオネラ菌検査を年1回に実施し、衛生管理の維持に努めます。

## 3 水道水

月形地区では水道法に基づく専用水道として安全・安心な飲料水を供給するため、水道技術管理者を配置し、毎月1回の水質検査（一部の成分については3ヶ月に1回）を行うほか、水道管理に従事する者の健康診断を行います。

その他の地区は、地下水を使用し、水質が安定していますが、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、年1回水質検査を行います。また、いずれの地区も毎日、飲用水の色、濁り、臭い及び味について確認するとともに、塩素濃度測定を行い、遊離残留塩素濃度を0.1mg/ℓ以上に維持します。

〈各地区の配水状況等〉

水 源	配 水 地 区 等
神居尻（井戸1箇所）	神居尻案内所、森林学習センター、宿泊施設
一番川（井戸1箇所）	一番川案内所、オートキャンプ場、自然体験キャンプ場
月形（月新水道企業団）	月形案内所（陶芸館）、木工芸館

## 4 浄化槽等の管理計画

浄化槽から排水される水は、自然河川に放流するため、浄化槽法に基づき保守点検や施設の機能等について定期検査を年1回実施します。

また、道民の森は当別ダムの上流域に位置していることから、水質環境の保全が重要な地域であるため、各施設の下流側の河川の水質調査を年3回実施し、当別川流域の水環境のモニタリングに努めます。

## 5 温室効果ガスの排出抑制への取組

道民の森の管理・運営を通じて温室効果ガスの排出抑制へ寄与するため、節電や老朽化した施設の長寿命化を図る適切な維持管理などに努めます。

また、森林室との調整による照明器具のLED化、刈り草、落ち葉の堆肥化、風倒処理木等の再利用、カメムシ対策等での殺虫スプレーの不使用（忌避効果のあるハーブの活用等）などに取り組みます。

## 2-④コスト縮減に関する計画について

### ○ 施設の維持管理方針

道民の森の設置目的や求められている役割を果たすために次の点に配慮し、計画的、効率的に維持管理を行います。

また、維持管理の経過等については、電子データとして記録し、保管するとともに、必要に応じ道に報告します。

#### (1) 環境への配慮

維持管理業務の過程で生じる倒木、刈り草、落ち葉などの緑資源を有効に活用する「グリーン・リサイクル」の考え方を取り入れ、環境に負荷を与えない管理に努めます。

#### (2) 施設の維持管理

各地区の施設は木造建造物が多く、老朽化していることから、危険箇所や破損箇所の早期発見に努め、損傷が拡大しないよう、効果的な補修を行うほか、大規模な修繕が必要になった場合には、道と協議の上、適切な維持管理に努めます。

#### (3) コスト縮減

森林整備公社では、必要最小限の職員で多様な施設の保守管理を実施するため、職員の資質や能力の向上を図るとともに、委託を要する業務については、各分野の専門機関と連携したネットワークを作りながら

- ① 資材の現地調達や廃資材等のリサイクルなどによるコスト縮減
- ② 数年間の一括業務発注や類似業務の合併発注などによる経費の縮減
- ③ 利用状況に応じた職員の機動的な配置による管理経費の縮減
- ④ 利用状況に応じた合理的な施設管理による管理経費の縮減
- ⑤ 節電・節水はもとより利用者によるゴミの分別・持ち帰り協力による諸経費の縮減
- ⑥ 計画的な消耗資材の購入管理による無駄の縮減

などにより、コストの縮減と保守管理の質の向上に努めます。

### ○ 植物管理計画（芝生、歩道、樹木等）

#### 1 基本的な考え方

地区毎の植生状況や気象状況、利用形態・頻度に応じた効率的な植物管理を実施します。

なお、芝、樹木管理においては、薬剤による病害虫防除を極力抑えるとともに、薬剤を使用しない人力による除草に努め、自然環境への影響が最小限になるよう配慮します。

#### 2 植物管理計画

(1) 植物の生育状況を確認しながら、各作業を次表のとおり適期に実施します。

作 業 種	作業回数	数 量(m)	作 業 種	数 量(m)
芝の刈払い			その他	
主要広場施設 (多目的広場、管理棟周辺、オートキャンプ場、学習キャンプ場ほか)	5～7回刈	60,275	除 草	81,690
			施 肥	99,190
			エアレーション	20,200
その他主要施設と周辺 (自然体験キャンプ場、宿泊施設、森林学習センター周辺、管理連絡道等)	1～4回刈	149,510	目 土	20,200
			灌 水	38,800
			薬剤散布	108,110
			落葉処理	115,493
下刈り、歩道刈り、登山道刈り、地拵え	1～2回刈	95,315	危険木除去	100本
樹木等管理	病害虫防除、植込地除草、冬囲い等			

(2) 植物管理によって生じる落ち葉や刈草等を別途設置しているヤードに集積し、定期的に攪拌するなどして、堆肥化した上で花壇などで利用し、コスト削減と環境配慮に努めます。

また、園内で毎年発生する風倒木や危険木は加工し、イスや一番川地区の五右衛門風呂の薪、スウェーデントーチなどとして有効に活用します。

○ 施設保守管理計画（建築物、電気・機械設備、防災設備ほか）

1 建築物の管理計画

建築物の安全性を確保し、良好な状態に保つために日々点検を実施し、維持補修に努めます。

(1) 建築物の通常管理

ア 開園前の点検

冬期間閉鎖されていた各施設を、開園前に点検し、軽微な修繕等は速やかに実施します。

なお、大規模な修繕が見込まれる施設は、森林室と協議します。

イ 日常点検

破損箇所や不具合を発見をした施設は、修繕を実施します。

なお、破損や自然災害などで危険な状態が確認された施設は、森林室と協議し利用制限を行います。

(2) 建築物の冬季管理

道民の森は積雪量が多く、積雪荷重により建物等が倒壊するおそれがあるため、冬期間次のとおり管理します。

[冬期間管理計画]

ア 積雪荷重を軽減するため、宿泊施設、森林学習センター、案内所などの建造物等は1月～3月までに月1回、森林学習センターの中庭は12月～3月の間、除雪及び屋根の雪下ろしを行います。

イ 建物の窓には防雪板を張り、燃料タンクなどは冬囲い、案内板、ゴミステーションなどは物置などに収納します。

ウ 建物以外のキュービクル、四阿、橋なども併せて除雪します。なお、各建物等が除雪機械による作業で損傷を受けないよう、積雪前に晒竹で施設の位置表示をします。

## 2 電気設備の管理計画

電気設備の管理については、保守点検及び測定試験等を専門機関に委託して実施します。

### (1) 定期管理

専門機関等により次表のとおり保守点検を行います。

区分	神居尻地区	一番川地区	月形地区
点検箇所	高圧(6,600V)の電気工作物、神居尻、森林学習センター、宿泊棟Bのキュービクル及び施設内電気設備、受電設備、構内電線路二次変電設備、負荷設備、非常用予備発電装置など	大型発電機、小型発電機、配電設備、施設内電気設備、負荷設備など	高圧(6,600V)の電気工作物、陶芸館及び木工芸館のキュービクル及び施設内電気設備受電設備、構内電線路二次変電設備、負荷設備など
点検方法	外観点検、観察点検、絶縁抵抗測定、絶縁油試験、動作試験、継電器動作試験、継電器特性試験、起動試験、接地抵抗測定など	同左	同左
点検日及び点検回数	自家用電気工作物 月次点検(4~3月) 12回 年次点検(5月) 1回 計13回 非常用発電機 月次点検(4~11月) 8回 年次点検(5月) 1回 計9回	大型発電機 月次点検(5~10月:1回) 6回 年次点検(5月) 1回 計7回 小型発電機 月次点検(5~10月:1回) 6回 年次点検(5月) 1回 計7回 発電機に付属する低圧設備 月次点検(5~10月:1回) 6回 年次点検(5月) 1回 計7回	自家用電気工作物 月次点検 (4~3月:1回) 12回 年次点検 (5月) 1回 計13回
点検等基準	保安規程第14条	同左	同左

### (2) 日常管理

各施設の電気設備の稼働状況を毎日確認し、異常が発見された場合は専門機関と連携して対応します。

### (3) 節電対策

利用者の入り込み状況を勘案し、効率的な電気の使用や節電に努めます。

特に、管理道路、駐車場などの外灯は、季節毎の日の出・日の入り時間が自動設定されたタイムスイッチなどを使用します。

また、管理棟や宿泊施設等の消費電力の大きい照明器具を計画的にLED器具へ切り替えます。

### (4) 電気関係の故障と修理

各施設の電灯設備等、家電設備等は、老朽化しているものが多く、日常の点検において故障や修理箇所の確認をするなど、必要に応じた設備の補修・整備を実施し、より安全な施設の維持とサービスの向上に努めます。

## 3 機械設備の管理計画

機械設備は日常的な点検業務を次表のとおり実施し、危険箇所や損傷箇所の早期発見に努めます。故障箇所等は専門家の協力を得て速やかに修繕し、常に正常に作動するよう努めます。

また、各地区の汚水浄化槽ばっ気ブローを連続運転から2時間ごとの間欠運転へ変更しているほか、一番川地区発電機の運転を利用者の少ない日中は小型発電機、利用者の多い日や夜間は大型発電機に切り替えることによって設備の長寿命化と節電、省エネに努めます。

### [気密点検]

施設の種類	点検場所等	点検箇所数	点検回数	点検月	備考
灯油地下タンク (神居尻地区)	宿泊棟A・B、森林学習センター 各地下貯蔵タンク、埋設配管	3	年1回	6~7月	3000 ㍓タンク



[保守点検]

施設の種類	点検場所等	点検箇所数	点検回数	区分	月 別												
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
汚水浄化槽	神居尻地区(546人槽)	1	年16回	委託	1	2	2	3	3	2	2	1					
	神居尻地区宿泊棟(400人槽)	1	年16回		1	2	2	3	3	2	2	1					
	牧場南地区(80人槽)	1	年2回				1			1							
	一番川地区(340人槽)	1	年12回			1	2	3	3	2	1						
	月形地区陶芸館(160人槽)	1	年3回		1			1			1						
	月形地区木工芸館(70人槽)	1	年3回		1			1			1						
リサイクル型浄化槽	(青山中央地区)			委託													
	案内広場トイレ	1	年5回		1		1		1	1							
	植樹広場トイレ	1	年5回		1		1		1	1							

施設の種類	点検場所等	点検箇所数	点検回数	点検月	備 考
発電機	一番川地区(大型、小型)	2	年6回程度	5~10月	シーズンイン、オフ及び毎月点検
上水道機械設備	神居尻地区(2)	2	年3回	5,8,10月	
	一番川・月形地区	2	年2回	5、8月	
汚水浄化槽電気施設	神居尻地区(2)・一番川地区(1)・月形地区(2)	5	年2回	5、9月	
給湯機(温水ホーラー)等	神居尻地区サイクリングセンター・一番川地区案内所・月形地区案内所	3	年2回	6月	油焚き温水ボイラー MBX-9000
FF式暖房機(灯油、ペレット)	神居尻地区案内所・宿泊棟A・B、月形地区陶芸館・木工芸館	1	4年に1回	6月	4年に1回サイクル
循環濾過器	神居尻地区宿泊管理棟A・B	2	年1回	6月	浴場
無圧式温水ボイラー	神居尻地区宿泊管理棟A・B、森林学習センター	3	年1回	6月	
陶芸窯	月形地区陶芸館	2	年1回	4月	
木工機械	月形地区木工芸館	1	年1回	5月	
施設(トイレ等)水抜き、水出し	神居尻地区ほか全地区	32	年2回	4~5月 10~11月	開園前、閉園後

[清掃点検]

施設の種類	点検場所等	点検箇所数	点検回数	点検月	備 考
配水池等水槽保守	神居尻地区(着水井・配水池) 神居尻地区宿泊棟(原水槽・配水池) 一番川地区(配水池) 月形地区(受水槽・配水池)	7	年1回	5月	
汚水浄化槽汚泥引抜き	神居尻地区宿泊棟(2)・一番川地区・月形地区(2)	5	年1回	10月	
燃料タンク清掃					
地下タンク	神居尻地区宿泊棟A・B、学習センター	3	4年に1回		
軽油(ホムタンク)	一番川地区発電用	1	4年に1回		
灯油(ホムタンク)	神居尻地区宿泊棟A(3)、宿泊棟B、サイクリングセンター	7	4年に1回	8月	4年に1回
	一番川地区案内所				
	月形地区陶芸館				

[水質検査]

(1) 上水道

地区名等	採水施設	専用 水道	トリクロロエ チレン等	一般	検査 回数	検査月	備 考
神居尻	配水池・総合案内所靴洗い場・林間キャンプ場炊事棟			3 検体	1 回	5 月	
神居尻宿泊棟	配水池・宿泊A管理棟・B管理棟の厨房		1 検体	3 検体	1 回	5 月	
一番川	配水池・オート・自然体験キャンプ場炊事場		1 検体	3 検体	1 回	5 月	
月形	木工芸館	1 検体			6 回	毎月	検査項目により 3カ月に1回
	受水槽・配水池・木工芸館			3 検体	1 回	5 月	

注 トリクロロエチレン等検査は3年に1回のサイクルで実施。

(2) 風呂

施設の種類	採水施設等	検体数	年1回	点検月	備 考
風 呂	宿泊管理棟A(2)・B(2)、一番川(2)	6	年1回	7月	レジオネラ菌

(3) 汚水浄化槽水質検査

施設の種類	点検場所等	点検箇所数	点検回数	点検月	備 考
汚水浄化槽	神居尻地区(2)・牧場南地区・一番川地区・月形地区(2)	6	年1回	6月	浄化槽法11条

[その他点検等]

施設名	点検内容	点検日	点検回数	備 考
木製遊具	破損、危険性の有無	毎日(日常点検)	1日1回	

4 防災設備の管理計画

防火管理計画に加えて、各地区に配備されている消防用の設備等が緊急時に正常に作動するよう、設備や機器の点検を実施します。

(1) 消防設備等の点検

消防設備の点検は専門機関の協力を得て実施し、その結果は消防法の規定に基づき、所轄の消防署に報告します。

(2) 自主点検

電気設備、消防設備を自主点検するときは、特に次の点に注意して実施します。

- ア 避難通路に物が置いてあり、避難の妨げになってないか。
- イ ボイラーに異常はないか。
- ウ 誘導灯は点灯しているか。
- エ 消火器が指定の箇所にあるか。
- オ 指定数量以上の燃料を保管してないか。

点検設備等は、次表のとおりです。

消 防 設 備 の 種 類		配置場所及び施設数量							備 考
		神居尻	宿泊A	宿泊B	学習センター	月形陶芸館	月形木工芸館	バンガロー	
消防設備	消火器、(室内消火栓)	15	41	23	21(4)	4	4	16	
警報設備	自動火災警報設備	1	1	1	1		1		
	ガス漏れ火災警報設備		1	1					
	消防機関へ通報設備		1	1					
	非常警報器・警報設備	1	1	1	1	1	1		
火災感知器	煙感知器	4	2	9	7		5	16	
	差動式スポット感知器	23	100	66	58		1		
	定温式スポット感知器	2	35	20	19		11		
	差動式分布型感知器				20				
避難設備	避難はしご			8					
	誘導灯及び誘導標識	2	5	7	21(10)	(13)	(7)		
	防火戸				10				
その他	自家発電機				1				

注 (1)機器点検は年2回(5月、9月)、総合点検は年1回(5月)

(2)避難設備の欄の( )は、誘導標識を表す。

### (3) 防火対象物定期点検

森林学習センターの防火対象物定期点検は、特例認定を受け免除されていますが、今後とも火気設備などの点検を自主的に行います。

### 5 その他施設等(展示物等)の管理

- (1) 神居尻地区(水源の森)内に借上簡易トイレ(2便器)を配備します。
- (2) 備品等の管理については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、必要な消耗品については適宜補充します。また、故障や破損した物品が発生した場合は速やかに森林室に報告し、その負担について協議します。
- (3) 建物周辺に設置されているベンチやキャンプ場のテーブルなど屋外に設置されている木製器具の腐朽が進んでいるため、部材の交換やヤスリ掛け、再塗装を職員等の自力施工により実施します。
- (4) 散策路の木製階段、管理道の路面、コテージの壁や看板の塗装など、職員等で可能な場所の補修に取り組みます。
- (5) その他施設等の点検は、次表のとおりです。

施設名	展 示 物 等		点 検 内 容 等
神居尻案内所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木彫りフクロウ、陶芸品、木工品</li> <li>・山野草</li> <li>・高山植物写真、キノコ写真</li> <li>・ビデオテレビ・展示図書等</li> </ul>		毎日、展示状況等を確認し、破損等を発見した場合は、展示物の交換及び補修を行います。
森林学習センター	展示ホール内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピューターによる展示物 「森の案内人」「森の小さな生き物」「森のお絵かき」「森林のはたらき」など</li> <li>・シアターDVDプレーヤーと映像ソフト</li> <li>・枝の壁掛け、イタドリ<small>の</small>笛、動物等の木工作品の展示</li> </ul>	コンピューターソフトの調整等は、専門機関によって実施します。  保守点検 年2回 (シーズン初め、シーズン終わり)
	展示ホール外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山野草、高山植物の写真</li> <li>・道民の森各施設の写真</li> </ul>	毎日、展示状況等を確認し、破損等を発見した場合は補修を行います。
陶芸館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陶芸窯</li> <li>・茶碗、花瓶、皿などの陶芸作品等</li> </ul>		毎日展示状況等を確認し、破損等した場合は補修等を行います。
木工芸館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木工機械、道具等</li> <li>・木工芸作品等</li> </ul>		

○ 衛生管理計画（清掃、生活環境保全に関する水質調査）

1 清掃管理計画

道民の森を快適で清潔な施設として利用していただくため、森林学習センター、宿泊施設などの屋内清掃及びオートキャンプ場、各広場などの屋外清掃を清掃計画に基づき実施します。

また、清掃の一部を環境教育の一環として、利用者と協働で取り組むとともに、ペットの汚物などは飼い主の責任として持ち帰りなどの適切な処理を求めます。

なお、清掃に当たっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、必要に応じ屋内施設の消毒を行うとともに利用者の入り込みや施設の利用状況を踏まえて効率的に実施します。

清掃内容等は、次表のとおりです。

種 類	清掃地区	清 掃 箇 所	清 掃 方 法 等
一般清掃 (日常)	神居尻地区	総合案内所、サイクリングセンター、森林学習センター、宿泊棟A、宿泊棟B、トイレ、簡易トイレ、駐車場、ゴミステーション、多目的広場、せせらぎ広場、焼肉広場、林間キャンプ場、湿性植物園、炊事棟、管理道、アクセス道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙期は、利用頻度の高いトイレは毎日清掃並びに消毒(アルコール)を行います。それ以外の施設は利用状況等に応じて並びに消毒(アルコール)を行います。</li> <li>特に、宿泊施設、トイレ、玄関、焼肉広場、キャンプサイト等は重点的に清掃します。</li> <li>・適切に清掃するため、清掃日誌を作成し、清掃箇所、清掃者名を明確にし、責任の所在を明らかにします。</li> <li>・トイレの消耗品の補充をします。</li> </ul>
	一番川地区	案内所、駐車場、トイレ、オートキャンプ場、自然体験キャンプ場、ゴミステーション、避難施設(焼き肉棟)、五右衛門風呂、管理道	
	月形地区	陶芸館、木工芸館 バンガロー、学習キャンプ場、炊事棟、トイレ、避難施設(焼き肉棟)、管理道	
	青山中央地区	展示ホール、四阿、進入路、駐車場、中央広場、避難施設、二輪用駐車場、遊歩道、	
定期清掃 (特別)	神居尻地区	総合案内所、森林学習センター 宿泊棟A、宿泊棟B スオミタロウ(一般清掃)	年1回 ガラス清掃 床磨き(樹脂ワックス、水性ワックス仕上げ)
	月形地区	木工芸館(床ワックスほか)	
協働清掃	宿泊棟A 宿泊棟B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用した部屋の清掃</li> <li>・使用器具の整理</li> <li>・寝具の整頓等</li> </ul>	自炊式の宿泊施設のため、使用後の施設の清掃は利用者に協力をお願いします。
ゴミ持ち帰り	全施設	施設利用者に対して、生ゴミ以外のゴミは、各自に持ち帰りを呼びかけます。	ゴミの減量化と経費節減
し尿処理	簡易式トイレ	神居尻地区	使用状況に応じて適宜

## 2 水質調査等

道民の森は、当別川の集水域上流に位置し、道民の森を含めたほぼ全域が当別川の水源を保全するための水源かん養保安林に指定されています。また、当別川には当別ダムがあり、水利用の重要性が高いことから、水源地としての道民の森の利活用には、次の点に留意して水質の保全に努めます。

(1) 各施設から排出する生活水は浄化槽で処理し、河川に直接流出しないよう注意を払います。

また、炊事や風呂などで使用する洗剤等も、環境への負荷を考慮した製品を使います。

(2) 植物管理上の殺虫・殺菌剤の使用は極力避け、人力で対処することを心がけるとともに、各種機械器具類に使用する油脂類の注油時の溢れ、廃油の処理にも注意します。

(3) 各地区排水施設下流で、水質調査を実施し河川の水質保全のモニタリングを実施します。

調査の内容は、次表のとおりです。

調査地区	場所	調査時期	回数	調査内容	備考
神居尻（水源の森含む）、青山ダム、牧場南、一番川、月形	排水施設 下流	6月 8月 9月	3	天候、気温、水温、外観、臭気、透視度、流量、水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、大腸菌群数、全リン、全窒素、糞便性大腸菌群数、溶解性総リン	神居尻、月形地区は8月の検査時に更に上流1カ所を追加。追加の2カ所は糞便性大腸菌群数の調査のみ実施。また、溶解性総リンは水源の森のみ実施。

○ 巡視・警備計画（園内、登山道、林野火災予防、冬季、夜間）

1 巡視計画

神居尻地区、一番川地区、月形地区に管理マネージャーを配置するほか、各地区を巡回し、施設等の日常点検整備や施設利用者の案内、指導等を行う管理マネージャーを別途配置し、次のような巡視等を行います。

(1) 地区巡視員の配置

管理マネージャを配置していない青山ダム、牧場南、青山中央の3地区を含め、各地区施設を毎日巡視する管理マネージャーを別途配置し利用者への案内や説明を行うとともに、各地区の多様な業務の手助け、施設、路網の点検や補修、維持管理等の機動的な活動を行います。

(2) 登山道の巡視

開園期間中は、定期的に登山道を巡視をして、登山道の案内標識や安全施設の点検、補修を行うとともに、登山者への案内・説明を行います。

(3) 林野火災予防巡視

林野火災予防強調期間中は、地域の林野火災予消防対策協議会と連携して、道民の森区域及び周辺森林を巡視し、入林者等には直接林野火災の予防啓発を呼びかけます。

(4) 「水源の森」等の巡視

水源の森及び協働の森は、適宜巡視するとともに、定期的に植栽木の生育状況について調査し、森林室に報告します。

(5) 冬季巡視

冬期間の施設等への積雪による被害の有無や電気施設の状況を確認するため、閉園後、定期的に巡視を実施します。

## 2 夜間警備計画

施設の夜間巡回については、宿泊施設やキャンプ場の利用状況に応じて、別途警備員を配置しないで宿泊施設の夜間担当の管理マネージャーが兼務します。

夜間の管理マネージャーの業務内容は、次表のとおりです。

地区	巡回時間等	巡回区域	業務内容
神居尻	基本 ・1回目 18:30 ～19:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神居尻案内所</li> <li>・サイクリングセンター</li> <li>・焼肉広場</li> <li>・キュービクル</li> <li>・林間キャンプ場・炊事棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、施設等の巡視</li> <li>・キャンプファイヤー及び焼肉施設の残り火のチェック</li> <li>・不審者の確認、花火の指導、案内、説明</li> <li>・外灯等の点灯、消灯状況の確認</li> </ul>
	・2回目 21:30 ～22:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ・駐車場</li> <li>・スオミタロウ</li> <li>・宿泊棟</li> <li>・浄化槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林学習センター体育館用具の貸出と利用料金の徴収、利用指導</li> <li>・研修室使用と利用料金の徴収、指導、説明</li> <li>・禁止行為の中止指導</li> </ul>
	・3回目 24:00 ～翌日1:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内所・オートキャンプ場</li> <li>・トイレ・浄化槽・発電機</li> <li>・ゴミ焼却炉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、施設等の巡視</li> <li>・焼肉施設、ピザ釜、五右衛門風呂の残り火チェック</li> <li>・不審者の確認、花火の指導、案内、説明</li> </ul>
一番川	・4回目 6:00 ～7:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設（焼き肉棟）</li> <li>・自然体験キャンプ場</li> <li>・五右衛門風呂</li> <li>・避難小屋（溪流広場）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外灯等の点灯、消灯状況の確認</li> <li>・17時以降到着の利用者の受付、案内、料金収受</li> <li>・禁止行為の中止指導</li> </ul>
月形	（巡回時間等は、施設の利用状況により変更します。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陶芸館・木工芸館</li> <li>・学習キャンプ場</li> <li>・炭焼き釜・バンガロー</li> <li>・キュービクル・炊事棟</li> <li>・避難施設（焼き肉棟）</li> </ul>	

### ○ その他計画（蜂対策、開・閉園準備、除雪、建物冬囲い等）

#### 1 危険動物等の対策

##### (1) 蜂対策

人の集まる場所に職員の手作りによる蜂トラップを設置し、管理マネージャーから蜂の活動情報の提供を行うとともに、スズメバチの巣を発見した場合は、周辺を立ち入り禁止にして除去します。

##### (2) 熊対策

巡視業務等により熊の出没・痕跡等を発見した場合は、管理マネージャーからの情報提供や案内看板により注意喚起するとともに、必要に応じ登山道、遊歩道等の通行禁止、退避・下山を促します。

また、散策路やテントサイト周辺の見通しの悪い場所については、職員等により草刈りを行います。

### (3) 昆虫類対策

時期により蜂以外にもブヨ、蚊、アブ、カメムシ等多種多様なムシ類が発生しますが、特に春・秋に大量に発生するカメムシは建物内に侵入し、利用者から駆除などの対応を求められます。

このため、特に、建物周辺に忌避効果のあるミント系ハーブの畑を造成し、刈り取ったハーブの活用を図るとともに、天敵である「オニヤンマ」のフィギュアを活用するなど、化学薬品に頼らない、自然環境に配慮した取組を行います。

また、マダニによる感染症予防のため、忌避効果の高い防虫スプレーを各地区に備え置くとともに、パンフレットにより注意を促していきます。

## 2 開園・閉園準備等の作業

開園準備、閉園準備及び閉園期間中に、次表の作業を行います。

開園準備作業	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物、アクセス道路、管理道路、駐車場（一部）の除排雪</li><li>・電気・水道給排水設備、暖房設備の試運転</li><li>・植物、遊具等の冬囲いの取り外し（融雪後）</li><li>・燃料タンク冬囲いの取り外し</li><li>・建物の防雪板の取り外し</li><li>・四阿の屋根、柱補強材の取り外し（融雪後）</li><li>・各種センサー、メーター類の点検試運転</li><li>・その他作業</li></ul>
閉園準備作業	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気・水道給排水設備、暖房設備の止水、水抜き</li><li>・植物の冬囲い</li><li>・燃料タンクの冬囲いの取付け</li><li>・建物の防雪板の取付け</li><li>・四阿の屋根、柱補強材の取付け</li><li>・各種センサー、メーター類の点検</li><li>・遊具等の冬囲い</li><li>・その他作業</li></ul>
閉園期間中	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物施設の除雪</li><li>・各地区の建物施設等の巡視</li><li>・キュービクルのメーター類の確認</li></ul>



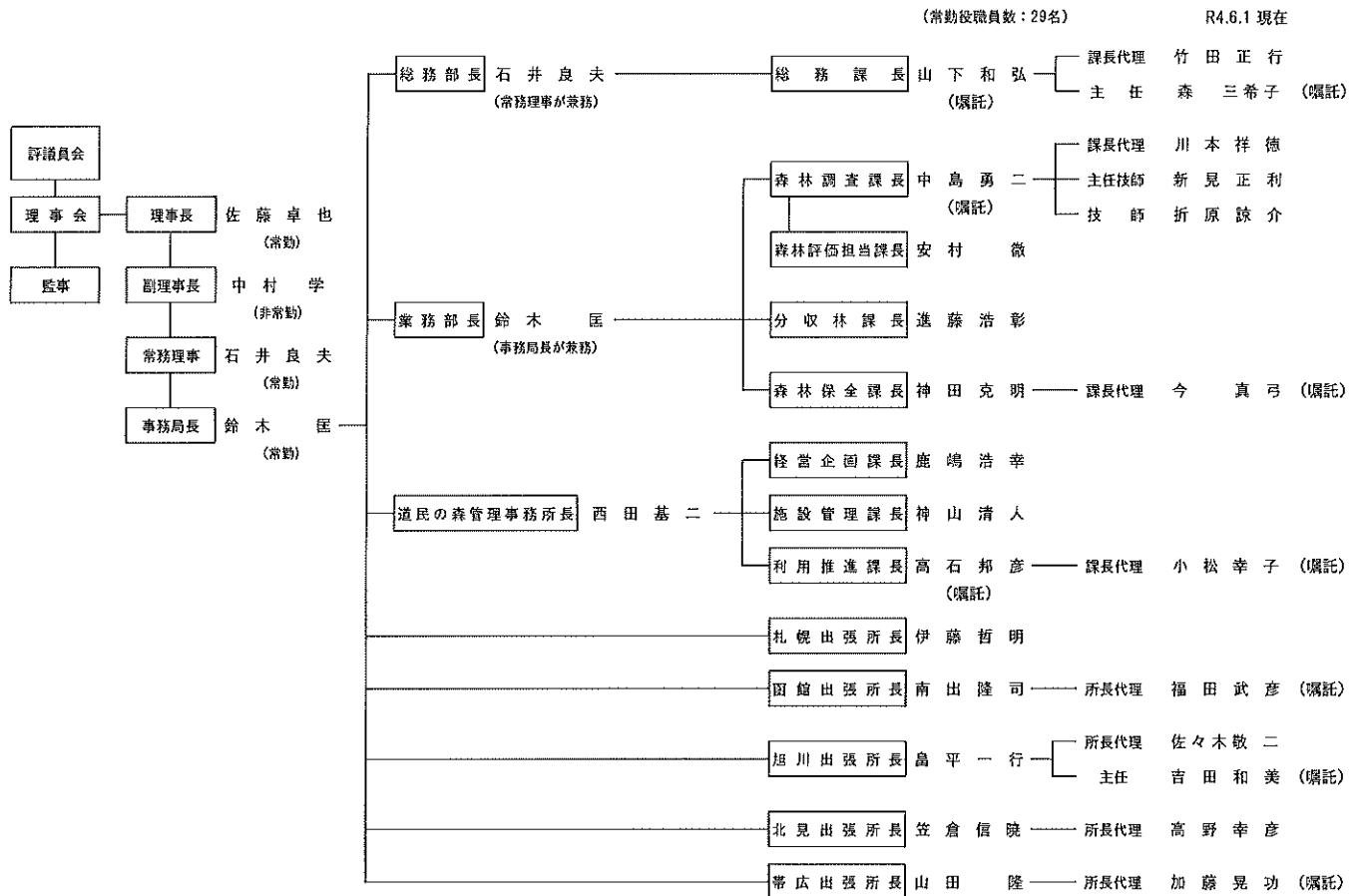
3 安定した管理を行う人員、資産その他の能力について〔指定手続条例第4条第3号関係〕

3-①職員配置、体制、業務研修計画、経理的基盤について

○ 職員及び管理員等の配置及び勤務体制

森林整備公社本社の指導・監督の下、当別町内に管理事務所を設置し、所長他5人の職員を配置するとともに、開園期間中は習熟した管理員（管理マネージャー）及び陶芸指導員（インストラクター）を合計32人を季節雇用し、各地区施設等に必要の人員を配置します。また、管理事務所と主要な地区施設をインターネット回線で接続し、情報の共有化による管理体制の効率化を図ります。なお、実施体制表は、次のとおりです。

《実施体制表》



1 職員の勤務日及び勤務時間

職員の勤務時間等は次のとおりとします。

区 分	勤 務 日	休 日	勤 務 時 間
開 園 期 間	5日/週	2日/週 (交代制)	9時～17時
閉 園 期 間	月～金曜日	土・日曜日、祝祭日、年末・年始	9時～17時

※開園期間の休日には、休日出勤の職員を配置し、接客対応に万全を期します。

2 管理員等の勤務日及び勤務時間

管理員等の勤務日は全員による交代勤務とし、勤務時間は日勤者が8時30分～17時00分、夜勤者が15時～翌朝9時までとします。

○ 職員の研修計画

来園者に安全かつ快適に森とのふれあいや体験活動を楽しんでもらうためには、職員・管理員等一人ひとりが業務に精通し適切に職務を果たす必要があることから、その業務処理能力の向上を目的として次のとおり研修を実施又は講習を受講します。

<研修計画>

時期	研修区分	研修内容等	人数
4月	C	業務研修（テーマ：安全管理）	35人
	C	道民の森ボランティア協会研修（テーマ：未定）	5人
	B	刈払機取扱作業安全衛生特別教育講習	1人
5月	A	救命救急講習	10人
	A	野外活動の安全管理研修（登山、トレッキングなど）	5人
	C	森林作業研修	5人
6月	C	道民の森ボランティア協会研修（テーマ：未定）	5人
	C	星空観察研修（機材の取扱、星座の探し方）	10人
7月	A	消防避難訓練（神居尻地区）	19人
	A	消防避難訓練（月形地区）	18人
	B	刈り払い機安全操作	5人
9月	C	道民の森ボランティア協会研修（テーマ：未定）	5人
	C	危険木の診断研修	10人
11月	C	道民の森ボランティア協会研修（テーマ：未定）	5人
	B	甲種防火管理新規講習	1人
12月	B	危険物取扱者試験準備講習	1人

※研修区分 A：利用者・職員の安全管理に関する研修  
 B：機械設備の安全管理に関する研修  
 C：業務上の知識・技能の習得に関する研修

<令和5年度職員の資質向上を図るための研修の目標値>

区分	利用者・職員の安全管理、機械設備の安全管理、業務上の知識・技能の習得
目標値	16回以上

4 知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準 [指定手続条例第4条第5号関係]

4-①森林環境教育について

○ 森林環境教育の方針

子どもから大人までの幅広い世代が森の中での様々な体験活動等を通して、人々の生活や環境と森林とのつながりについての理解や関心を深めることができるよう、木育の理念を踏まえ、環境教育の専門家との連携により、道民の森の優れた自然を生かして子どもたち一人ひとりが主体的に学べる森林環境教育を実施します。

1 「道民の森」の環境を生かしたプログラムの提供

多様な森林と豊かな自然を身近に有する道民の森の環境を生かし、植樹や枝打ちなど森への働きかけや、様々な樹木・生き物の生命の営みなどを題材として、子どもをはじめとする来園者が単に体験するだけでなく、体験を学びにつなげる多彩なプログラムを提供します。

2 学校教育と連携したプログラムの提供

(1) 学習指導要領を踏まえ、普段の生活の中では触れることの少ない自然の中で、子どもたちが「生きる力」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びを得られる体験プログラムを提供するとともに、希望する学校には、より高い学習効果を得るために事前・事後の学習を行い、子どもたち一人ひとりの深い学びにつながるよう学校と連携を図りながら取組を進めます。

(2) プログラムの提供に当たっては、「持続可能な社会の創り手の育成」(ESD)にも資するよう、自然の多様性や有限性、人や動物、様々なモノとの関わりなどの視点を盛り込み、森の空気を吸い直接生き物に触れながら、子どもたちの学びが点から線へ、線から面へとつながるよう取り組みます。

<令和5年度小中学校・高校等団体利用数>

目 標 値	8,550 人
-------	---------

○ 森林環境教育事業

1 森林環境教育プログラムの内容

道民の森の森林環境教育プログラムは、環境教育の専門家との連携により、自然豊かな北海道のフィールドに適した森林環境教育プログラムのモデルとして、公開していきます。また、ネイチャーゲームでは五感を使ってゲーム的感覚で教育効果を高めます。提供する主なプログラムは次表のとおりとし、実施にあたっては森林室と協議します。

<森林環境プログラム>

◇自然を感じよう

プログラム名	内 容
森の俳句ハイク	森を歩きながら五感を通じて感じたことを俳句で表現します。
森の長老「ミズナラ」	道民の森で一番の長老「ミズナラの大木」の音を聴いたり、太さを測ったりして森の営みの時間を感じます。
生きものを探そう・観察しよう	野生動物の観察を通して自然や生態を学びます。

◇木のこと、森のこと

林業体験	のこぎりを使って、枝を切ったり間伐したり、植林した木の手入れをして森づくりを学びます。
葉っぱを知る	種類の違う葉っぱでスタンプを押し、葉っぱの特徴を理解して森は多くの種類の木々で構成されていることを学びます。
木を調べる	木の太さや、切られた木の年輪を測り、成長や変化を調べます。

◇森から土、土から水

森の土	森の土の保水性などを調べて、森の役割を学びます。
川の水生物観察	水生生物を観察して、生態や森との関係を学びます。

◇夜の森

ナイトハイク	森の夜の暗さと静けさや、その中での生き物の活動を学びます。
--------	-------------------------------

◇野外で教科学習とグループワーク

野外で算数	森の中の素材を使って重さや形、木の高さなどをテーマにグループで算数を学びます。
野外で英語	アルファベットの頭文字から始まる英単語を森の中で見つけてきたりして、英語を学びます。

◇雨の日のプログラム

雨をつかまえる！	雨の日のプログラムで、雨粒を題材に雨の不思議を学びます。
----------	------------------------------

<道民の森ネイチャーゲーム>

プログラム名	内 容
木の鼓動	聴診器を木に当てて、木の中で起きていること、木のまわりのものとの関係に思いを馳せることで、樹木への親近感を深めます。
ネイチャービンゴ	自然に関する様々なテーマを扱ったビンゴゲームです。
私は誰でしょう	生き物の特徴や暮らしぶりをヒントにその生き物を推測して、生態などを学びます。

2 プログラム実施者

森林環境教育は、森林整備公社（総合企画及び施設の調整）とNPO法人当別エコロジカルコミュニティ（環境教育面に関わる連絡調整と実施）及び道民の森ボランティア協会（自然観察等の実施）、北海道ネイチャーゲーム養成講習受講者等が連携して実施します。

<令和5年度森林環境プログラム提供の目標値>

目 標 値	延べ学校数 25校、プログラム数 100件
-------	-----------------------

#### 4-②自主事業について

##### ○ 自主事業の方針

森林とのふれあいを楽しみ、利用者の利便性を高めるため、道が指定している催事事業に加え、それぞれの地域の特徴を生かした森林整備公社による自主催事を実施するほか、キャンプ用品の貸し出しや、クラフト、陶芸、木工の材料提供などの自主事業を行い、施設利用の拡大に努めます。

##### ○ 自主事業（内容、料金設定等）

###### 1 自主催事の計画と内容

「道民の森」を訪れる各層を対象に、施設と自然環境の特性を生かしたバラエティに富んだ内容で、道民の森各地区において開園期間を通してお楽しみいただける催事を実施します。

###### <令和5年度計画>

(単位：人)

催事名	実施場所	実施時期	内 容	参加者数
道民の森フェスタ	札幌市	4/1-2	親子来店者が多い大型量販店での普及啓発	8,500
水源の森づくり	神居尻	春・秋	植樹や育樹を通じ森づくりの理解を深める	500
木の砂場	//	5/1-10/31	木の玉を砂に見立て木のぬくもりを体感	-
道民の森作品展	//	5/1-10/31	写真や木工作品などで道民の森を紹介	-
牧場南ハーブティー試飲	牧場南	6月中旬～9月中旬	自然の中で育ったハーブティを試飲	200
ノルディックウォーキング in 道民の森	神居尻	5/14.6/4.8/27.10/1	森の中をポールを使いウォーキング	30
健康講座（漢方・薬用植物研究講座）in 道民の森	//	5/21	健康をキーワードに登山や飲酒をしながらの植物観察、講演、健康体操、ハーブ料理を楽しむ	30
始めよう登山 in 道民の森	//	6/18	登山の装備や歩き方とその魅力を伝える	20
親子でキャンプ入門	神居尻	7/1-2	テント設営や食事の用意などキャンプデビューをサポート	100
森のようちえん	//	6/24.7/29.9/23	幼児対象に森の中で自然や生き物の大切さを体感	80
ステンドグラス体験 in 道民の森	//	7/23	自然の中でステンドグラスの世界を楽しむ	30
動く、曲が鳴る 森の工作	//	8/5	電池で曲が鳴ったり、動いたりする工作を作り、木の裏や枝で飾り付けよう！	40
ホオズキ&ススキ提供	//	9/16-18	中秋の名月に併せ育成したホオズキとススキをプレゼント	50
花卉農家さんと道民の森	月形	秋	月形町花卉農家さんとコラボし、花を陶芸や木工に活かす	10
合 計				9,590

###### 2 自主事業の内容

###### (1) ニーズを捉え機動的な実施

催事参加者アンケートの要望や意見を踏まえ、機動的かつタイムリーに自主事業を実施し利用の拡大に努めます。

###### (2) 牧場南地区の活用

散策や山菜採り、昆虫採集などの来園者のため、駐車場、トイレの維持管理のほか、癒やしエリアとして、ヒマワリやハイビスカス、ユリ、コスモスなどを植え、時期ごとに咲く花の鑑賞や、ブルーベリー、カリンスなど小果樹の賞味を楽しんでもらいます。

各種ハーブの育成・管理を行うとともに、土日・祝日には道民の森サポート倶楽部の協力を得て牧場南で育てたハーブのハーブティーや、ハーブの苗を提供します。

また、空いている畑を利用し、樹木の植樹えやポット苗作り体験を行います。さらに、育てた苗木は、水源の森づくりでの植樹体験に使ってもらいます。

###### (3) 物品の貸出し

キャンプ場の利便性向上のため、物品の貸出を行います。

また、初心者でもキャンプを楽しめるようキャンプ用具を充実させ、キャンプ場の利用促進を図ります。

<貸出物品および地区等>

地区名	貸出物品	使用料	備考
神居尻地区 一番川地区 月形地区	はじめてキャンプセット	3,000円	1セットにつき
	テント(5、6人用)	2,000円	1張りにつき
	タープ	1,500円	//
	寝袋	500円	1個につき
	ランタン(電池付き)	500円	1個につき
	バーベキューコンロ(炭用)	1,000円	1台につき
	コンロ(カセットガス付)	500円	1セット

(2) 各種材料の提供

利用者の利便性と施設利用促進のため、各種材料を提供します。

(ア) 有料提供材料

提供材料	地区	料金
各種粘土材料	陶芸(月形地区陶芸館)	100円~
製材、合板、木工キット	木工芸(月形地区木工芸館)	200円~
表札板、用紙類、ラミネート用紙等	森の工房(神居尻地区森林学習センター)	200円~
薪(学校等団体利用のみ)	営火場(神居尻地区宿泊管理棟A)	200円

\*木工芸の特殊(高級)部材は除く

(イ) 無料提供材料

提供材料	地区
端材、木の枝、葉、木・草の実など	クラフト材料(神居尻地区森林学習センター)
薪	五右衛門風呂(一番川地区自然体験キャンプ場)

(3) その他物品の提供

道民の森施設の利用促進のため、「道民の森」の施設で試作した小作品の提供や、施設利用者が快適に過ごすために虫除け資材等の提供を行います。

提供材料	料金	備考
陶芸品(ストラップ)	300円	神居尻、月形、一番川地区案内所
虫除けスプレー	700円	
ポストカード	100円	
木炭(3K/箱)	700円	
着火剤	200円	
カセットボンベ	200円	
焼き網(金網30cm×45cm)	800円	
乾電池(単1)	250円	
グルーガン	30円	
のり(グルーガン用)	20円	
釣り仕掛け	500円	一番川地区
ラベンダーポプリ、ミニオカリナ	300円	神居尻・牧場南・月形地区

#### (4) 参考図書の頒布

森林整備公社では、人と森とのふれ合いを通じて森林の役割を理解していただくため、「森の仲間シリーズ」などのハンディ図鑑類を編集発行しており、「道民の森」においても、来園者に森の散策や各種観察会等の機会に活用していただくために実費頒布を行います。

なお、平成30年に刊行した「道民の森と近郊のきのこたち」の冊子も実費頒布を行います。

#### <図書名と頒布場所等>

図 書 名	頒 布 場 所	頒 布 料 金
花ガイド	神居尻地区	300円
森の世界、森の草花 森の野鳥 森の虫たち、森の山菜・木の実 森のたのしみかた	一番川地区 月形地区	200円
道民の森と近郊のきのこたち		500円

#### 4-③道民との協働の促進について

##### ○ 道民との協働に関する管理運営方針

道民の自発的な森づくり活動や自然とのふれあいの機会を提供し、協働の森づくりを推進するため、森づくりや自然観察の案内を実践する団体、森の中での健康づくりやアウトドア活動を支援する団体等と相互に連携し、協力関係を深めて、道民全体の財産である「道民の森」の管理運営への積極的な参画を呼びかけていきます。また、ホームページやSNS、パンフレット等により情報を提供し、道民との協働の取組を進めます。

<令和5年度協力団体数>

目 標 値	8 団体
-------	------

##### ○ 住民ボランティアによる施設の維持運営への参加手法

森や自然、アウトドアなどに興味を持つグループや団体に対し、道民の森の催事やPRイベントへの協力、共同開催を働きかけます。また、一般道民やボランティア組織、企業等に対しては、用具の貸出や魅力ある催事の開催など、初めての人でも参加しやすい環境を整え、自発的な活動を推進します。

[連携する主な団体]

道民の森ボランティア協会、当別森林ボランティア「シラカンバ」、一般社団法人地域ウエルネス・ネット、有限会社押琴ファーム、有限会社ステンドグラス総合工房、株式会社秀岳荘、道民の森サポート倶楽部、北海道医療大学、サッポロ電子クラフト部など

[住民ボランティア等との協働を目指す取組]

- ①水源の森づくりの道具の貸出、現地案内、植樹・育樹等指導
- ②個人や団体、学校などを対象とした森の観察会の実施
- ③登山道等の案内や軽易な補修、巡視、ゴミ収集の実施
- ④催事、PRイベントの共同開催や相互協力
- ⑤キノコの植菌作業の協力
- ⑥利用施設の指導補助

##### ○ 森づくりに関する道の施策への協力手法

道が進める「水源の森づくり」に参加する来園者に対し、道民の森ボランティア協会の協力を得て、現地の案内や植樹指導、植樹に必要な道具の貸出等を行うほか、青山ダム地区で大量に自然発芽したヤチダモ稚樹をポット苗にし、植樹に適さない季節にも対応するなど、道が進める協働の森づくりをサポートします。



## 収 支 計 画 書

団体名

(一財)北海道森林整備公社

&lt;令和5年度&gt;

収 入

(単位:千円)

区 分	内 訳	金 額
負 担 金	道の負担金	156,119
利 用 料 金 収 入	・宿泊施設(キャンプ場合む)	25,497
	・体育施設(体育館)	466
	・体験施設(木工・陶芸館)	226
	・学習施設(研修室)	130
そ の 他 ( 自 主 事 業 )	・用具利用(レンタル用品)	1,105
	・原材料(粘土、木工材料ほか)	2,896
収 入 計		186,439

支 出

(単位:千円)

区 分	内 訳	金 額
人 件 費	事務所等職員給与(5人)	18,897
管理費		105,505
	・植物管理	36,806
	芝生管理	29,813
	樹木管理	1,104
	その他管理	5,889
	・施設保守	20,570
	・維持経費	15,666
	燃料費	1,840
	光熱水費	5,708
	修繕費	8,118
	・清掃業務	15,755
	・巡視・警備	4,110
	・冬季管理	11,851
	・その他管理(水質管理)	747
運営費		36,985
	・管理人	26,686
	・催事	1,435
	・自主事業	2,864
	・環境教育	6,000
その他経費		25,052
	・職員経費(通勤手当、社会保険料等)	3,963
	・その他 (通信費運搬費、保険料、賃借料、賃金、燃料費、消耗品費、 印刷製本費、負担金、広告宣伝費等)	21,089
支 出 計		186,439
差 額		0



年次収支計画書  
(令和5年度)

施設名 北海道立道長の森 指定管理者名 (一財)北海道森林整備公社

区分・項目	金額 (単位: 千円)												計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
収入	負担金	40,000			60,000				43,000			13,119		156,119
	宿泊施設		2,069	1,950	5,553	10,606	3,095	2,186	38					25,497
	体育施設		44	30	44	160	84	104	0					466
	体験施設		15	12	65	82	41	11	0					226
学習施設			26	18	20	61	5	0					130	
(小計)	0	2,128	2,018	5,680	10,868	3,281	2,306	38		0	0	0	26,319	
その他(自主事業)	221	897	236	1,012	1,181	318	83	13	40	0	0	0	4,001	
収入計	40,221	3,025	2,254	66,692	12,049	3,599	45,389	51	13,159	0	0	0	186,439	
人件費	1,523	1,523	1,523	1,523	1,529	1,523	1,523	2,138	1,523	1,523	1,523	1,523	18,897	
支出	芝生管理	0	0	4,754	5,180	5,190	4,752	4,752	4,752	0	0	0	29,813	
	樹木管理	0	0	176	192	192	176	176	176	0	0	0	1,104	
	その他管理	0	0	884	983	1,228	1,026	884	884	0	0	0	5,889	
	(小計)	0	0	5,814	6,355	6,610	6,403	5,812	5,812	0	0	0	36,806	
	施設保守	10	2,358	4,995	2,702	2,233	2,037	1,377	2,290	667	129	142	1,630	20,570
	維持経費	330	2,011	3,895	1,146	1,206	870	1,616	1,903	1,711	340	330	308	15,666
	清掃業務	0	0	2,051	2,606	4,054	3,707	3,128	209	0	0	0	0	15,755
	巡視・警備			698	716	696	641	680	657	22				4,110
	冬期管理		1,450	243						1,081	462	2,243	6,200	11,851
	その他管理				242	263		242						747
管理費計	340	5,819	17,696	13,767	15,062	13,658	12,855	11,952	2,862	641	2,715	8,138	105,505	
管理人		297	2,870	3,466	4,833	4,953	3,713	2,758	297			3,499	26,686	
催事		36	277	92	173	131	178	432	36			80	1,435	
自主事業			293	296	443	552	243	515	36	110	46	330	2,864	
森林環境教育				0	0	0	0	0	6,000				6,000	
運営費計	0	333	3,440	3,854	5,449	5,636	4,134	3,705	6,369	110	46	3,909	36,985	
その他経費(一般管理費)	512	1,143	1,148	1,145	1,046	1,074	1,195	1,187	1,217	1,028	1,158	7,731	19,584	
消費税収支差額													5,468	
支出計	2,375	8,818	23,807	20,289	23,086	21,891	19,707	18,982	11,971	3,302	5,442	26,769	186,439	

